#### TPP協定における加糖調製品の取扱いに関する説明会

#### 議事次第

- 1 説明会次第
- (1) 糖価調整法の改正について(概要)
- (2) 輸入加糖調製品の機構売買手続について
- (3) 今後のスケジュール等について
- (4) 質疑応答(機構売買手続関係)
- (5)売買用Webサイトの操作説明
- (6) 質疑応答(操作説明関係)
- 2 資料一覧
- (資料1) 糖価調整法の改正について
- (資料2)(独) 農畜産業振興機構との売買手続について
- (資料3)輸入加糖調製品の協定税率、譲許税率及び暫定税率表
- (資料4) 今後のスケジュール
- (資料5)トライアル実施に関する留意事項
- (資料6)売買用Webサイト操作マニュアルー売買手続届出編ー
- (資料7)売買手続届出書 記入例
- (資料8)売買用Webサイト操作マニュアルー担保編ー
- (資料9)売買用Webサイト操作マニュアルー輸入加糖調製品売買編ー
- (資料10)Q&A
- (資料11) アンケート
- (資料12) リーフレット



担当部署:特産調整部



# 糖価調整法の改正について

# 平成30年7月





- ◆「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(糖価調整法)」に基づき、国内産糖と輸入糖との大幅な内外価格差 を調整するため、(独)農畜産業振興機構が、
- ① 輸入糖から調整金を徴収(輸入者から平均輸入価格で買い入れ、調整金を上乗せして売り戻し)するとともに、
- ② 調整金と国費を財源として、甘味資源作物(さとうきび・てん菜)生産者や国内産糖製造事業者に、生産コストと 販売額の差額分について、交付金を交付することにより、糖価調整制度の安定的な運営を図るとともに、甘味資源 作物の持続的な生産の基盤を確保。





## 2. 糖価調整法改正の概要

- ◆ 輸入される加糖調製品については、砂糖と競合関係にあることから、糖価調整法を改正し、新たに糖価調整制度 による調整金徴収の対象に追加。
- ◆ 輸入加糖調製品から徴収した調整金を財源として、国内で生産される砂糖の製品価格を下げることにより、競争 力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るとともに、甘味資源作物の持続的な生産の基盤を確保。





## 3. 輸入加糖調製品と砂糖の価格調整について

◆ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを 財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。





## 4. 機構売買の対象となる輸入加糖調製品

▶ 砂糖との用途の競合の状況を鑑み、以下の20ライン(含糖率50%以上のもの)が、機構売買の対象。

関税暫定措置法上の記載	現行HSコード	品目概要
<ul> <li>一 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六 号)別表第一第一八〇六・一〇号の一に掲げるもの</li> </ul>	180610100	ココア粉 (製菓、飲料用原料等)
二 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・二〇号の 二の(-)に掲げるもの	180620111 180620190	2kg超の⊐⊐ア調製品 (製菓、飲料用原料等)
三 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・三二号の 二の(-)に掲げるもの	180632211	2kg以下のココア調製品で、塊、板、棒状のもの (製菓、飲料用原料等)
四 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・九〇号の 二の(二)のAに掲げるもの	180690211	2kg以下のココア調製品で、塊、板、棒状のもの以外 (製菓、飲料用原料等)
五 関税暫定措置法別表第一第一九〇一・九〇号の ニの(-)のAの(b)に掲げるもの	190190219	育児用・ベーカリー用以外の乳製品調製品 (製菓、飲料用原料等)
六 関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・四〇号の 一の(二)に掲げるもの	200540190	調製したえんどう (うぐいす餡等)
七 関税暫定措置法別表第一第二〇〇五·五一号の 一の(二)に掲げるもの	200551190	調製したささげ、いんげんまめ属の豆 (あんこ等)
八 関税暫定措置法別表第一第二一〇一·一一号の 一に掲げるもの	210111100	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物 (コーヒー飲料、製菓用原料等)
九 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の 一の(-)に掲げるもの	210112110	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物をもととした調 製品(インスタントコーヒー粉末等)
+ 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の 二の(二)のAの(b)に掲げるもの	210112246	コーヒーをもととした調製品 (製菓用ペースト等)
+- 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・二〇号 の二の(二)のAの(b)に掲げるもの	210120246	茶、マテをもととした調製品 (飲料用原料等)
+ニ 関税暫定措置法別表第一第二一〇六・一〇号 の二の(−)のBに掲げるもの	210610219	たんぱく質調製品 (栄養補助食品原料等)
+三 関税暫定措置法別表第一第二一○六・九○号 の二の(二)のEの(a)に掲げるもの	210690251 210690281 210690282 210690283 210690284 210690510 210690590	ソルビトール調製品等その他調製品 (甘味料、製菓、製パン、飲料用原料等)



## 5. 機構売買を要しない輸入加糖調製品

### ◆ 一方、関税が軽減又は免除される輸入加糖調製品については、機構売買を要しない。

	該当条項	法令上の記載概要	具体例
1	法律第18条の2	関税定率法第14条の規定により関税が免除され るものである場合	・皇族の用に供されるもの ・旅行者の旅具 ・課税価格の合計額が1万円以下のもの (HS2106.90-281、2106.90-282、2106.90-283、2106.90-284、 2106.90-510及び2106.90-590に該当するものを除く)等
2	政令第24条の4第1項	関税定率法第15条第1項、第16条第1項又は第19 条の2第1項の規定により関税が免除されるもの	<ul> <li>・外国の大使や公使の携行品</li> <li>・保税地域内で製造している製品につき、納期内に輸出するため</li> <li>に仕方なく国内産品を原料に用いた場合において、当該国内産品の代替として輸入するもの</li> </ul>
3	政令第24条の4第2項	関税定率法の付表第1又は付表第2の関税の率の適用を受けるもの	<ul> <li>・一個又は一組の課税価格が10万円以下の携行品又は別送品</li> <li>・輸入貨物の課税対象となる価格の合計額が20万円以下のもの</li> <li>(関税番号の上6桁が1901、2101、2106に該当するものを除く)</li> </ul>
4	政令第24条の4第3項	関税暫定措置法第8条の2第3項の規定によりその関税が無税とされるもの	・特別特恵受益国(特恵受益国等のうち、後発開発途上国とされる とともに関税暫定措置法施行令第25条第3項で定める国)を原産 地として製造されたもの
5	政令第24条の4第4項	関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受け て輸入されるもの	・各種FTA及びEPA(2国間又は多国間)に規定される関税割当て により輸入されるもの
6	政令第24条の4第5項	関税暫定措置法別表第二の関税の率の適用をう けるもの	・特恵受益国等(発展途上国のうち関税暫定措置法施行令別表第 1で定める国)を原産地として製造されたもののうち、HS2101.11- 100、2101.12-110、2106.90-251に該当するもの
7	政令第24条の4第6項	日米地位協定の実施に伴う関税法等の臨時特例 に関する法律第6条の規定により関税が免除され るもの	<ul> <li>・米国軍隊の公用品として米国軍隊の権限ある官憲が証明したもの</li> <li>・米国軍隊の構成員等の携行品等</li> </ul>
8	政令第24条の4第7項	TPP11協定附属書2-D一般的注釈4(r)又は(d dd)の規定により関税の譲許の便益の適用を受け るもの	・TPP11加盟国から輸入される、HS2101.11-100、2106.10-219及 び2106.90-283に該当するもの

## alic

## 6. TPP農林水産物市場アクセス交渉結果(輸入加糖調製品)

現行の糖価調整制度を維持した上で、輸入加糖調製品については

- ◆ 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
   (計6.2万トン(当初) → 9.6万トン(品目毎に6~11年目以降))
- ◆ 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。
- ◆ 関税割当数量内については、機構の売買対象外(前頁のNo.5参照)。

関税割当枠の例(全体は、<u>http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-2\_hinmoku\_beibaku\_kanmi\_bessi\_hs2012.pdf</u>参照)

	执内税率	执粉旱	輸入量(2011-13平均(貿易統計))			
	2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		TPP参加国	世界		
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 29.8%→14.9%	(発効時) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン		
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 28%→16.8%	(発効時) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン		
砂糖と粉乳等を混ぜたもの (含糖率約8割)	(現行) (11年目) 29.8%→17.9%	(発効時) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン		
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(発効時) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン		

(独) 農畜産業振興機構との売買手続について(概要)

alic

資料2

TPP整備法が改正・成立したことにより、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)が改正され、TPP11協定が発効したときからすべての国や地域から輸入される加糖調製品については、輸入申告者(売渡等申込者)が輸入申告の前に機構と売買手続をし、調整金を納付していただく必要があります。

いつから?	<b>TPP11協定の発効日からです。</b> (開始日(施行日)は決定次第お知らせします。)
対象品目は?	砂糖が50%以上含まれる20品目が対象 です。 (TPP加盟国を含むすべての国や地域から輸入されるもの)
種類	統計品目番号(現行のHSコード)
ココア調製品 くうない	1806.10-100 1806.20-111 1806.20-190 1806.32-211 1806.90-211
粉乳調製品 (乳成分30%未満)	1901.90-219 <u>2106.90-283</u> 2106.90-284
調製した豆 (加糖あん等)	2005.40-190 2005.51-190
コーヒー調製品	<u>2101.11-100</u> 2101.12-110 2101.12-246
その他調製品 (ソルビトール調製品等)	2101.20-246 <u>2106.10-219</u> 2106.90-251 2106.90-281 2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590

(注)機構売買対象外となるのは、TPP関税割当数量内及びアンダーラインのTPP加盟国からの輸入されるもの。



#### (独) 農畜産業振興機構との売買手続について(概要)

## 具体的な手続は? 輸入申告の前に、輸入申告者が機構とWeb 上で同時に売り買いをし、その売買の差額を 調整金として納付していだきます。



#### 業者登録

会社情報等を登録していただき、機構から売買用Webサイトを利用するための固有のログインIDを通知します。

#### 含糖率の登録

輸入する商品ごとの砂糖の含有率がわかる書類(成分表など)をあらかじめ提出していただくと、都度の機構売買手続きが スムーズになります。 \*調整金の価格計算に砂糖の含有率を利用します。





## alic

#### (独) 農畜産業振興機構との売買手続について(詳細)

#### 1. 担保の種類及び提供方法

- ① 輸入申告者には、売買申込の際に、調整金に相当する額(担保)を機構に提供していただきます。
- ② 担保(金銭)に利子は付きません。
- ③ 担保の種類と、担保の提供方法については、調整金の納付方法に応じて、輸入申告者が下表のとおり選択することができます。

種類	提供方法					
金銭(担保金口座:百十四銀行)	特定担保 (1件の売買申込の調整金に相当	根担保 (一定期間における複数の売買申込の				
金融機関の保証書	する額を提供するもの)	調整金に相当する額(注)を提供するも の)				
損害保険会社の法令保証証券		(注)例えば、一括納付選択時における 申込みから納付までの40日間程度の				
国債等(※)		調整金に相当する額。				

(※)国債等の担保価額は、額面から一定割合で割り引いて評価します。

#### 2. 調整金の納付方法

- 調整金の納付方法については、下表のとおり輸入申告者が提供した担保に応じて行います。大別すると、a. 担保を金銭で提供し機構が調整金に<u>充当</u>するか、b. 担保を保証書等で提供し調整金を輸入許可後、<u>納付</u>するかの2つです。
- ② a. 金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り 替えるもの)は、あらためての調整金の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。
- ③ 納付については、<u>個別納付(都度の売買分を輸入許可後7日以内に納付)</u>と<u>一括納付(一月分の売</u> <u>買を翌月10日に一括して納付)</u>が選択できます。

提供方法	種類	納付方法	提供方法	種類	納付方法
特定担保	金銭	機構による充当	根担保	金銭	機構による充当(取崩)、 個別納付又は一括納 付
保証書 納付通知書による銀振込(個別納付)		納付通知書による銀行 振込(個別納付)		保証書	
				保証証券	納付通知書による銀行 振込(個別納付又は一 括納付)
				国債等	

## ○ 参考1:売買用Webサイトにおける売買手続の流れ

	輸入申告者(売渡等申込者)	機構	税関
<b>事前登録</b>	売買手続届出書 ログインID通知書 ← ※事前に輸入される商品ごとの含糖率	→ 業者登録等 初回のみ 等の情報を登録して下さい。	
搬入	貨物保税地域搬入 売買対象の加糖調製品 ◀		税番 _ 確定
売買 申込	売買申込書、輸入申告入力 控(写し)等、担保提供 売買承諾書、担保預書	<ul> <li>→ ·内容審査</li> <li>・担保確認</li> <li>売買契約</li> </ul>	成立
輸入申告	↓ 売買承諾書(注1) 輸入許可 ◆	•	申告
輸入許可後	輸入許可書(写し) 納付通知書 指定金融機関	→ 納付通知書発行(注3) 周 → 調整金納付(注2)(注3)	
注1 注2 注2	: 売買承諾書は、関税法第70条に規定する他法令証明とな : 輸入許可日から起算して7日以内に納付(延納を除く)して · 全銭扣保た在当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供)	います。 こ下さい。 した全律扣保を機構が指定口座に振り替えるま	<u>م) الم</u>

あらためての調整金の納付は不要です(納付通知書は発行されません)。

注4:本フロー図は担保を保証書等で提供し、調整金を輸入許可後に納付する場合のものです。

## ▶ 参考2:充当、個別納付及び一括納付のイメージ



(注1)括弧内の数字は、担保の保証残額の例。

(注2)根担保の場合、保証期限が終了したら払出請求に基づき、担保を返還いたします。

ᆂᄼ		もしっち	2. 我,读我我这时中我家	ŧ =												[	資料	斗3
쀠	小川相訳	製品の協力	E祝平、歳計祝平及ひ首正祝平	Ŷ衣														(トン)
	HS		品目	讓許税率	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	以降	備考
					TQ数量	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	
1	1806.10-100	ココア調製品	ココア粉	29.8%	枠内税率	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%	
					暫定税率	28.5%												
					TQ数量	180	198	216	234	252	270	288	306	324	342	360	360	
2	1806.20-111	ココア調製品	2kg超、塊・板・棒・ペースト状	29.8%	枠内税率			T			無	税		1		<b>r</b>		
					暫定税率	1.0%												
						12,000	13,320	14,640	15,960	17,280	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600	
3	1806.20-190	ココア調製品	2kg超、液•粉•粒状	28.0%	<u> </u>	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%	
						27.0%	0.000	0.100	2 200	0.000	2.050	4.000	4 010	4 5 4 0	4 7 7 0	E 000	F 000	× 7 /
4	1806.32-211	ココマ司制ロ	2kg以下、塊·板·棒状	20.9%		2,700	2,930	3,160	3,390	3,620	3,850 4	4,080 €∺	4,310	4,540	4,770	5,000	5,000	ハスケット (注っ)
5	1806 90-211	ココブ詞衆ロ	2kg以下、液・ペースト・粉・粒状	29.0%	作内优华	1.0%	. I	I			**	ሻፓ				I		()±2)
Ľ.						10 500	10.680	10,860	11 0/0	11 220	11.400	11 580	11 760	11 0/0	12 120	12 300	12 300	
6	1901 90-219	粉到調制品	育児食用・ベーカリー用以外、ミルク30%未	29.8%	や内田家	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	2/ 2%	22.3%	22.2%	21.1%	20.0%	12,120	17.00	17.0%	
Ŭ	1001.00-210	1/1 于6 0 问 2 2 1 1	満	20.0%	新完税率	28.8%	27.0/0	20.5%	20.4/0	24.3/0	20.070	<b>~~</b>	21.1/0	20.070	10.3/0	17.5%	17.5%	
					協定税率	27.0%	24.3%	21.6%	18.9%	16.2%	13.5%	10.8%	8 1%	5 4%	2 7%	毎税	毎税	
7	2106.90-283	粉乳調製品	小売容器入り、乳糖・乳蛋白・乳脂肪含有	29.8%	暫定税率	27.1%	2 1.0 /	21.0%	10.07	10.27	10.07	10.07	0.170	0.170	<b>L</b> ., //	710 120	711170	
					TQ数量	5,500	6,040	6,580	7,120	7,660	8,200	8.200	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	
8	2106.90-284	粉乳調製品	小売容器入り以外、乳糖・乳蛋白・乳脂肪含 	29.8%	枠内税率	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%	
			月		暫定税率	28.8%												
	0005 40 400				TQ数量	380	464	548	632	716	800	800	800	800	800	800	800	バスケット
9 10	2005.40-190	調製した豆	た豆  調製したえんどう、サヤなし 23.8%	23.8%	枠内税率						無	税		<b>·</b>				(注3)
10	2003.31-190		調表したとといういんいん立寺、りくなし		暫定税率	1.0%												
11	2101 11-100	コート― 調制 早	コーヒーのエキス・エッセンス・濃縮物	24.0%	協定税率	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%			9.6	6%			
<u> </u>	2101.11-100		コービーのエイス・エッピンス・液相初	24.0%	暫定税率	21.7%												
12	2101.12-110	コーヒー調製品	コーヒーのエキス等をもととしたもの															
13	2101.12-246		コーヒーをもととしたもの、ミルク30%未満	4														
14	2101.20-246		茶・マテをもととしたもの、ミルク30%未満	4	TQ数量	8,600	8,940	9,280	9,620	9,960	10,300	10,640	10,980	11,320	11,660	12,000	12,000	
15	2106.90-251	その他調製品	おたね人参・そのエキスを含む飲料のもと	-														
16	2106.90-281		小売容器入り、しよ糖含有量50%以上	-							4	1¥						
12	2101.12-110		コーヒーのエキス等をもととしたもの	24.0%	<b>一 桦内柷举</b>	1.0%		r			無	柷						
		コーヒー調製品			<b>首正祝平</b>	1.0%					400	tx						バスケット
13	2101.12-246		コーヒーをもととしたもの、ミルク30%未満	29.8%	作内优华	1.0%					**	<b>የ</b> ፓ				[ [ ]		(注4)
					<b>百化代华</b>	1.0%						彩						
14	2101.20-246		茶・マテをもととしたもの、ミルク30%未満	29.8%	新史税本	1.0%					715	176						
		-			<u>本内税率</u>	1.0%	1				 無	税						
15	2106.90-251	その他調製品	おたね人参・そのエキスを含む飲料のもと	28.0%	暫定税率	1.0%						176						
		1			枠内税率							税						
16	2106.90-281		小売容器入り、しよ糖含有量50%以上	29.8%	暫定税率	1.0%												
17	2106.90-282		しょ糖含有量85%以上			50			05	70	75			-	r			
18	2106.90-510	1	砂糖を除きソルビトール含有量最大		IQ	50	55	60	65	/0	/5			1	5			
17	2106.00 202	その他調制ロ	1 と糖会右景9504 いと	<b>76 5 🖽</b> /lear	枠内税率						無	税						バフケット
17	2100.90-282	ての他詞表面	しよ相当有重03%以上	70.3[]/ Kg	暫定税率	1.9円/kg												~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
19	2106 90-510		砂糖を除きソルビトール会有景景大	20.8%	枠内税率						無	税						
10	2100.00-010			23.0/0	暫定税率	1.0%												
19	2106.10-219	その他調製品	タンパク質濃縮物等、ミルク30%未満	21.0%	協定税率	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	57	3.8%	1.9%	無税	無税	
Ľ				21.0/0	暫定税率	19.1%												
					TQ数量	1,920	2,028	2,136	2,244	2,352	2,460	2,568	2,676	2,784	2,892	3,000	3,000	
20	2106.90-590	その他調製品	砂糖を除きソルビトール含有量が最大以外	29.8%	<b>松内税率</b>						無	柷						
					暫定税率	1.0%												
			TQ数量計			46,830	50,155	53,480	56,805	60,130	63,455	64,331	65,132	66,008	66,884	67,760	67,760	

10数単計 100,000 30,000 30,000 00,0000

### 今後のスケジュール(予定)



項目	説明会終了後順次	発効2カ月前	発効1カ月前	施行日
売買手続届出書(注1)	Web受付開始	原本送付		
ログインIDの 機構からの通知	順次 (メールで送付)	(原本受付後に 正本郵送)		
含糖率登録	ログインID 取得後順次(注2)			TPP11 協定発 効日
トライアル実施期間		2週間程度 (注3) ◆───→		
担保提供 (担保提供書の提出)			2週間前 (注4) ●───→	

注1:売買手続届出書の届出用URLは、資料5「トライアル実施に当たっての留意事項」に記載されております。必要事項を売買用Webサイトから入力し てください。なお、売買手続届出書の原本の提出は、発行2カ月前としておりますが、具体的な提出期間については機構から別途お知らせいたします。 注2:含糖率は、トライアル時の登録後に新商品がある場合は、機構にお知らせください。なお、施行後は各自でその都度登録してください。 注3:売買手続届出書の届出用URLとトライアル用のURLは異なりますのでご注意ください。 注4:担保提供書は、売買用Webサイトで作成し、押印の上、機構に送付してください。

### トライアル実施に当たっての留意事項

- O TPP11協定が発効したときから、輸入加糖調製品については、輸入 申告者(売渡等申込者)が輸入申告前に(独)農畜産業振興機構と売買手 続をし、調整金を納付していただく必要があります。機構と売買を行うに 当たり、今後、以下の手続等が必要になりますので、ご留意下さい(別紙 スケジュール参照)。
- O 必要な情報は機構HP(https://www.alic.go.jp)で随時更新しますので
   ご確認ください。

〇 本番前に売買用Webサイトをお試しいただく、トライアルを実施します。

#### 1 会社情報の登録及び売買手続届出書の提出

機構売買をオンラインで行うための専用サイト(売買用Webサイト)を利用するためには、ログインIDが必要になります。

ログインIDを発行するためには、必要な情報を売買用Webサイトから登録するとともに、売買手続届出書の原本を機構へ郵送していただく必要があります。

本日以降、売買用Webサイト(<u>https://sscs.alic.go.jp/sscs/</u>)にて、 <u>速やかに</u>会社情報の登録を行ってください(トライアル前までに会社情報の登録を行わないと、トライアルを実施することができません。トライアルの実施 を希望される方は、速やかに登録を行ってください。)。

また、会社情報を入力後、作成した売買手続届出書をダウンロードしていた だき、押印の上、<u>TPP11協定発効日の2カ月から1カ月前までに機構まで</u> ご郵送ください(具体的な提出期間については、別途機構からメールにてご連 絡いたします。)。

なお、既に指定糖等の売買でログインIDの交付を受けている輸入申告者様 が輸入加糖調製品の売買を行う場合には、売買用Webサイトの「売買申込者 情報」から対象品目を追加することで輸入加糖調製品の売買が可能となります。 この場合も、作成した売買手続届出書をダウンロードしていただき、押印の上、 <u>TPP11協定発効日の2カ月から1カ月前までに</u>機構までご郵送ください。

#### 2 ログインIDの通知

輸入申告者様が売買用Webサイトから売買手続届出書の届出を行った後、 機構から順次、売買用WebサイトのログインID<sup>(注1)</sup>を輸入申告者様及び 通関業者様あてにメールで送付いたします。また、輸入申告者様から売買手 続届出書の原本を受け付け次第、書面にてログインIDを郵送いたしますの で、大切に保管してください。

注1:トライアル環境と本番環境で使用するログインIDは変わりません。

#### 3 初回ログイン時のパスワード設定

初回ログイン時のパスワード設定は「売買用Webサイト操作マニュアル -売買手続届出編ーの4(P17~19)」に従い各自で設定してください。 なお、トライアルで登録したパスワードは本番環境においても変わりませ ん。

#### 4 含糖率の登録

輸入加糖調製品の売買を行うためには、事前に商品の含糖率を登録する必要 があります。上記2及び3にてログインIDの取得及びパスワードの設定を行 った後は、「売買用Webサイト操作マニュアルー輸入加糖調製品売買編ーの 3(P17~19)」に従い、<u>トライアル前まで</u>に売買用Webサイト

(<u>https://sscs.alic.go.jp/sscs/</u>)から含糖率の登録申請を行ってください。 また、登録申請した商品の含糖率が分かる書類(配合率表や成分表等)を下 記6のメールアドレスまで提出してください。機構が内容を確認し、申請を承 認した後に、商品の含糖率情報が有効になります。

#### 5 トライアル期間

トライアルの期間及び実施方法については、ご利用案内を輸入申告者様及び 通関業者様あてにメールで送付いたしますのでご確認ください。

なお、売買手続届出書の提出及び含糖率の登録を行った売買用WebサイトのURL(<u>https://sscs.alic.go.jp/sscs/</u>)と、トライアル用のURL

(<u>https://sscs.alic.go.jp/sscs\_beta/</u>)は異なりますので、ご注意ください。

#### 6 その他

売買手続届出書の送付先は下記のとおりです。

本件に関しましてご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

~[資料送付先及び問合せ先]

〒106-8365 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル 北館4階 独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部 電話 03-3583-8775

メール alic-chosei01@alic.go.jp





## 独立行政法人農畜産業振興機構

# 売買用 Web サイト

# 操作マニュアル

—売買手続届出編—



### 目次

ដ្រែង	אלב	1
1 :	売買手続届出書について	3
1.1	し 売買手続届出書とは	3
1.2	2 ログイン ID 通知書	3
1.3	3 登録内容に変更があった場合	3
1.4	1 事務代行業者(通関業者)	3
1.5	5 承諾書(写し)の送付先	3
2	売買手続届出書の作成と提出(WebサイトのログインIDを保有していない場合)	5
2.1	L 概要(WebサイトのログインID取得までの流れ)	5
2.2	2 売買手続届出書の作成方法	5
2.3	3 売買手続届出書情報の入力(概要)	6
2.4	4 入力完了	7
2.5	5 売買手続届出書の送付	_ 8
3.	項目の説明	9
3.1	└──会社情報	_ 9
3.2	2. 部署情報	_ 10
	3.2.1 部署	_11
و	3.2.2 事務代行業者	$_{12}$
4	ログインIDの取得	_10 14
4.1		
4.2	2 ログイン	- _ 16
4.3	3 マイページトップ(ログイン後トップページ)	_ _ 17
5	売買手続届出書情報の変更と、売買手続届出書の提出(既に売買用WebサイトのIDを保有している場合)	_ <i>18</i>
5.1		- 18
6	委任状の提出	 19



20

\_\_\_\_\_21

#### 7 パスワードの変更\_\_\_\_\_

8 付録(様式集)\_\_\_\_\_

#### はじめに

本マニュアルは、独立行政法人農畜産業振興機構売買用 Web サイト(以下「Web サイト」という。)のうち、売買手 続届出の操作を説明するものです。

Web サイトを利用する際はログインIDとパスワードが必要です。利用するためには、本マニュアルにより新規登録を行い、ログインID と仮パスワードを取得する必要があります。

「ログイン ID とパスワードについては利用者を特定するものであり、守秘義務及びセキュリティの確保が必要です。 利用に際しまして、利用者自身が責任をもって管理するものとします。

Web サイトの URL : https://sscs.alic.go.jp/sscs/



※ 本マニュアルは、指定糖、国内産異性化糖、輸入異性化糖、輸入加糖調製品及び指定でん粉の各売買要領 に基づく手続きを、Web サイトを利用して行っていただくためのものです。マニュアルに記載されていない事項について は、各売買要領をご確認ください。(要領はシステム上で確認・ダウンロードできます。) ※ Web サイトに関する問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 特產調整部輸入調整課

(指定糖)

電話 : 03-3583-8396

メールアドレス: alic-sugar01@alic.go.jp

#### (輸入加糖調製品)

電話	:	03-3583-8775
メールアドレス	ζ:	alic-chosei01@alic.go.jp

- (指定でん粉 国内産異性化糖、輸入異性化糖)
  - 電話 : 03-3583-8545
  - メールアドレス: alic-starch01@alic.go.jp

#### 1 売買手続届出書について

#### 1.1 売買手続届出書とは

機構売買を行うためには、事前に売買手続届出書により登録を行う必要があります。 売渡等申込者は、売買手続届出書により届け出た対象品目のみ売買を行うことができます。 また、売買手続届出書の提出は、売渡等申込者が行う手続であって、売買事務手続を代行させる者(以下

「通関業者」という。)は行うことができません。

#### 1.2 ログイン ID 通知書

売買手続届出書に押印のうえ、機構に郵送し、機構が承認した後、機構からログイン ID 通知書を送付します。 ログイン ID 通知書には Web サイトのログインに必要なログイン ID が記載されています。パスワードは自ら設定してく ださい。

#### 1.3 登録内容に変更があった場合

届出内容に変更があった場合は、売買手続届出書を書面にて再提出していただく必要があります。

なお、担当者情報欄及承諾書の送付先の変更に限り Web サイトのマイページを通じて電子データのみで届け 出ることができます。

#### 1.4 事務代行業者(通関業者)

通関業者に機構売買手続を委託する場合は、マイページから通関業者を登録することで、通関業者用のログ イン ID を発行することができます。

複数の売渡等申込者から委託を受けている通関業者は、売渡等申込者ごとにWebサイトのログインIDを発行 しますのでご注意ください。

売渡等申込者を通じて登録された通関業者の情報に変更があった場合は、売渡等申込者に変更手続を依頼してください。



#### 1.5 承諾書(写し)の送付先

機構売買そのものは売渡等申込者が行い、通関手続のみを通関業者に委託している場合は承諾書(写し) の送付先に通関業者の情報を登録することで、通関時に必要な承諾書の写しをメールで送付することができます (ログイン ID の発行はなし)。 (参考)1.4 事務代行業者(通関業者)と1.5 承諾書(写し)の送付先の違い(イメージ図)





<sup>1.4</sup> 事務手続代行者(通関業者)



#### 2 売買手続届出書の作成と提出(WebサイトのログインIDを保有していない場合)

#### 2.1 概要(WebサイトのログインID取得までの流れ)

- 1. Webサイトのトップページから、売買手続届出書に必要な情報を入力します。
- 2. 完成した「売買手続届出書」のPDFをダウンロードし、印刷・押印して機構へ送付します。
- 3. 機構から送付される「ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID で Web サイトにログインします。







2.3 売買手続届出書情報の入力(概要)

#### 2.4 入力完了



#### 2.5 売買手続届出書の送付





#### 項目の説明 3

#### 3.1 会社情報

売買手続届出	、入力必須です。 「個人」の場合は会社情報を入力する前に 機構にご連絡ください。	
会社情報 ?		
法人種類必須		○個人
		株式会社  前に法人格がある場合
△24夕 → 2月		農畜輸入販売
TTTT		法人格を除く
		選択なし     後に法人格がある場合
		のうちくゆにゅうはんぱい
20.272.45		法人格を除く
代表者	役職必須	代表取締役社長
TARE	氏名必須	農畜 太郎
〒◎須		1068635 ハイフンを除く
住所	都道府県 必須	東京都
1±771	市区町村。必須	港区
	番地・建物名等	麻布台2-2-2 麻布台ビル
売買申込方法		Web申込



#### 3.2 部署情報

部署の情報は、以下の3つから構成されます。

- 1. 部署の情報
- 2. 事務代行業者(通関業者)の情報
- 3. 承諾書(写し)の送付先

部署は複数登録可能です。

Webサイトを利用するためのログイン ID は、部署毎に1つずつ発行されます。

また、通関業者の場合、Webサイトを利用するためのログイン ID は、1 社に 1 つずつ発行されます。

.

3.2.1 部者			売買対象品目のみにチェックを入れてくだ		
劉青報					
皆1 つ し の ロ グ イン IDを 利用 う	する自社の部署情報を登録し	ってください。			
· 如 罢 夕 【 冰 濁		<b>脸入</b> 调整事業部			
住所・連絡先					
	都道府県巡測	東京都			
	市区町村必須	港区			
	番地・建物名等	麻布台2-2-1 麻布台第二ビル			
	TEL必須	03 - 3583 - 8396			
	FAX	03 - 3583 - 8762			
	氏名必須	山田 太郎 担当者1は管理者として登録され、ログイ	ンID通知書の送付先宛名となります。		
担当者1	メールアドレス必須	yamada@nouchiku-imp.co.jp			
	(再入力) 必須	yamada@nouchiku-imp.co.jp	「インID情報は担当者1の方のメールアド		
	氏名	鈴木 太郎 担当者1は管理者として登録され、日本	に送信されます。 当者2及び3の方へは送付されません。		
担当者2	メールアドレス	suzuki@nouchiku-imp.co.jp			
	(再入力)	suzuki@nouchiku-imp.co.jp			
	氏名	部署 一郎 担当者1は管理者として登録され、ログイ	→D通知書 担当者が4人以上の場合は、		
担当者3	メールアドレス	ichiro@busyo.co.jp	をクリックして、担当者の情報を追加		
	(再入力)	ichiro@busyo.co.jp	してんさい(最大100名)。		
●担	当者を追加				
	習を追加				
注意 、力控を出力して入	り内容を確認した後に、	確定しデータを機構に送信してく	部署が複数ある場合は、ページ下 1 部署追加 をクリックして、部署の情報を追加入 て下さい(最大 10 部署)。		
と 更内容に応じて、 ラ	売買手続届出書の紙での	D提出が必要な場合があります。			



#### 3.2.2事務代行業者

事務代行業者 事務代行業者に売買用	WebサイトのログインIDを発	行し、機構への売買申込手続きを代行させる場合は、登録し	てください。		
事務代行業者1					
	会社名巡測	東京通関株式会社			
会社・部署名	ふりがな「必須」	とうきょうつうかん 法人格を除く			
	部署名必須	通閱課			
	〒◎須	1000000			
	都道府県必須	東京都			
今天 计数件	市区町村心須				
住所・連絡先	番地・建物名等	片間99丁目			
	TEL	03 - 9999 - 9999			
	FAX	03 - 9999 - 8888			
担当者1	氏名必須	東京 次郎 担当者1は管理者として登録され、ログインID通知書の送付先	宛名となります。		
	メールアドレス必須	tyokyo-jiroh@tokyotukan.co.jp	ログインID情	「報は担当者1の方のメールアド	
	(再入力) 🜌	tyokyo-jiroh@tokyotukan.co.jp	担当者2及	び3の方へは送付されません。	
	氏名	通関 三郎 担当者1は管理者として登録され、ログインID通知書の送付先	宛名となります。		
担当者2	メールアドレス	tukan-saburoh@tokyotukan.co.jp			
	(再入力)	tukan-saburoh@tokyotukan.co.jp			
担当者3	氏名	代行 一太 担当者1は管理者として登録され、ログインID通知書の送付先	通関業者 <sup>宛4</sup> は、	の担当者が 4 人以上の場合	
	メールアドレス	ichita@daikou.co.jp	をクリックし	て、担当者の情報を追加入力	
	(再入力)	ichita@daikou.co.jp	してくださし	い(最大 100 名)。	
● 担当者を追加					
<ul> <li>事務代行業者</li> </ul>	を登録		委託する は、 十売買事 案者を登 をクリックリ	事務代行者が複数いる場合 <u> 務手続きを代行する事務代行</u> <u> 録する</u> して通関業者の情報を追加入 さい(農士 10 業者)	
	J				

売買手続届出書の変更

通関業者の届出情報に変更があった場合は、売渡申込者が変更してください。

通関業者は売買手続届出書の手続き自体ができません。

#### 3.2.3承諾書(写し)の送付先

承諾書(写し)の送付先 通関業者へ税関提出用と								
送付先1								
会社・部署名	会社名 必須	札幌通関代行株式会社						
	ふりがな 必須	さっぽろつうかんだいこう 法人格を除く						
	部署名 必須	農産物通関部						
「市物化	TEL论演	001 - 000 - 0000						
<u>》里称百万</u> 万	FAX	001 - 000 - 0001						
	氏名 必須	農産 花子						
担当者1	メールアドレス 認須	nousan@sapporotsukan.co.jp						
	(再入力) 🜌	nousan@sapporotsukan.co.jp						
	氏名	通関 一治						
担当者2	メールアドレス	ichiji@tsukan.co.jp	承諾書(写し)の送付先の担当者が 4 人					
	(再入力)	ichiji@tsukan.co.jp	以上の場合は、    十担当者追加					
	氏名	通関 一治	↓をクリックして、担当者の情報を追加入力 してください。					
担当者3	メールアドレス	ichiji@tsukan.co.jp	[					
	(再入力)	ichiji@tsukan.co.in						
<b>0</b> 相当	●相当考虑加							
● 承諾書(写し)の送付先を登録								
		_ 合、 <sub>↓</sub> <u>  十承諾書(写し)のメール送付先を登録</u>						
<b>市</b> 世 小 / + /	بر بر بی بر	<u>す</u> る  をクリックして、承諾書(写し)の送付先の						
●素17.17百か 準結書をマイ ヘーンからタワンロー ドするのに加え、メールで受領したい場合には								
こちらにも情報を入力して下さい。								



#### 4 ログインIDの取得

売買手続届出書を機構に送付すると、後日、機構から「ログイン ID 通知書」が郵送されます。 「ログイン ID 通知書」は、登録した通関業者へも郵送されます。それぞれの ID は異なります。





#### 4.1 仮パスワードの発行

「ログイン ID 通知書」受領後、以下の手順で、ログインに必要な仮パスワードを取得します。 手順は、通関業者の方も同じです。

独立行政法人 この一で豊畜産業振興機構 来月1日にメンテナンスを実施します		②「ログイン ID 通知書」のログイン ID と、売 買手続届出時に入力したメールアドレスを 入力し、 <u>阪パスワード発行</u> をクリックしてくださ い。
ログインページ	alic	1立行政法人 最 <b>畜産業振興機構</b>
ログインID パスワード ログイン パスワードを忘れた方はこちら	仮パスワー ログインIDと登録 入力したメールア ログインID メールアドレス	ド発行 されているメールアドレスを入力してください。 ドレス宛に仮パスワードを送信します。 alic01066m02NK yamada@nouchiku-imp.co.jp
当ウェブサイトは、指定糖、異性化糖、指定でん粉等の機構売買申込手続きを行うものです。 利用にあたっては、農畜産業振興機構(alic)の承認が必要となります。手続きの必要性を機構に 録ボタンから業者登録の届出をお願いします。 新規登録 ID通知書を受領された方はこちら	Copyright 2017 Agric	仮パスワード発行 トップへ戻る ulture & Livestock s Corporation All rights Reserved.
。① <u>ID 通知書を受領された方はこちら</u> をクリッ クしてください。		株式会社農畜輸入販売 輸入調整事業部 ご担当者様 ログイン I D通知書で通知したログイン I Dとこちらのメールアドレスにより、 売買用Webサイト仮パスワード発行の申込がありました。
③登録したメールアドレス(担当者1 に、メールが送信されるので、仮パスワ 控えてください。	の方) ワードを	ログイン I Dと以下の仮パスワードでログインし、新しいパスワードを設定してください。 ● 仮パスワード: sp5kS0Y9XKgz (仮パスワードは12桁です) メールは、送信専用のアドレスで送信されています。 このメールの内容についてのお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。 〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル 独立行政法人農畜産業振興機構 皆産運動整約 40 調整理
		Olazata         TEL:         TEL:         03-3583-8396         FAX:       03-3583-8169         E-MAIL:       alic-sugar01@alic.go.jp         ○輸入加糖調製品         TEL:       03-3583-8775         FAX:       03-3583-8169         E-MAIL:       alic-chosei01@alic.go.jp         ○でん粉、とうもろこし、国内産異性化糖、輸入異性化糖         TEL:       03-3583-8545         FAX:       03-3583-8145         E-MAIL:       alic-starch01@alic.go.jp




CIC 農畜産業振興機構

### 4.3 マイページトップ(ログイン後トップページ)



個別メニューの内容については、各種売 買申込編をご参照ください。



5 売買手続届出書情報の変更と、売買手続届出書の提出(既に売買用WebサイトのIDを

保有している場合)

5.1 売買手続届出書情報の変更

つけで 強立行政法人 豊畜産業振興機構	<b>訂買申込者:株式会社農</b> 畜輸入販売
マイページトップ	
管理機能	操作マニュアル: <u>売買手続届出編 担保編</u>
担保	通知数量·関税割当
売買申込者情報	パスワード変更
各種様式	拡大
opyright 2017 Agriculture & Livestock Industries Corporation	n All rights Reserved. 売買申込者情報

マイページトップから、以下の手順で、届出情報の変更を行ってください。

- 1. 「売買申込者情報」をクリックしてください。
- 2. 「利用にあたっての注意事項」が表示されますので、同意のうえ売買申込者の届出手続へ進む をクリックしてください。
- 3. 以降の操作は、「2.2 売買手続届出書の作成」を参照してください(P8)。

### 6 委任状の提出

代表者から内部委任を受けて売買を行う場合は、売買手続届出書のほかに委任状の提出が必要です。

マイページトップの管理機能各種様式又は機構ホームページ(https://www.alic.go.jp/t-yunyu/tochosei02\_000078.html) から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、機構まで書面で提出してください。(メール・FAXは不可)

7 パスワードの変更





### 8 付録(様式集)

(1) 売買手続届出

(別紙第1号様式)				
売買手続届出書				
	平成	年	月	日
独立行政法人農畜産業振興機構				
理事長 殿				
住	所			
名	称			~
役	職・氏名			印
平成 年 日 日からの売渡し及び買買	訂の契	約に係る	ち事務手	続に
ついて、下記のとおり届けます。	(00))()	NO CONTRA	27011	
なお、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	に基づき	、独立征	行政法人	農畜
産業振興機構業務方法書及び下記3により届け出	出た対象	品目に依	系る売買	要領
を了知のうえ、売渡し及び買戻しの契約の締結並	びにそれ	に伴う	事務手続	を行
うこととし、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由	こよって	生じた	不利益に	って
ては一切の異議を申し立ていたしません。				
21				
πĽ				
1 売買申込みに使用する代表者の印鑑				
代表者の印鑑又は委任状	で届け出	る代理	人の	
戶口鑑定				
使用印鑑				
2 冗員用Webサイトの利用の有悪 (次のいぞわかにくな) 該来する項目に必要	東頂大き	1717	1 + 2 + 1	
(人のいりれかに $\checkmark$ をし、該当りる項目に必要 (1) 売買用Webサイトを利用する $\rightarrow 3$	● 根で ii を記入し	こ人して	くたさい	(°°)
(1) 売買用Webサイトを利用しない $\rightarrow$ 下	表及び4	を記入	してくだ	*さい。
(売買用Webサイトを利用できたい理	由を記入	してく	ださい、	)
	рч <u>с</u> рол <b>ч</b>			, 
主に利田才ス志買由以古社				
土に利用する元員中込力伝				

CIIC 農畜産業振興機構

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先 部署1

<b>日内-白 1</b>							
		利用部署	名				
-ter bete fetereta N.Tt		対象品目					
売渡等甲込者 用	f 担 当	〒・信	È所				
ログインII	) 者	電話者	<b>译号</b>		ファクシミリ	番号	
	報	担当者	氏名		メールアド	レス	
上の売渡等	申込	者の部署が	売買事務	手続を	代行させる者	(通関業	義者等)
売買事務	利用	会社部署名	3				
手続 代行者用	担当	〒・住所	ř				
ログイン	者信	電話番号	-		ファクシミリ	番号	
I D	報	担当者氏约	名		メールアドレ	/ス	
注:売渡等 ューを Dは、	申込 利用 申込。	者用のログ でき、売買 みに必要な	イン I D 事務手続 一部のメ	は、売 代行者 ニュー	買用W e b サイ (通関業者等) こ限り利用でき	トの子 用のロ るもの	≧てのメニ ユグイン Ι ⊃です。
上の売渡等	申込	者が申込み	のみを行	う場合	の承諾書の送付	f先	
メールに	会社	土部署名					
よる送付	骲	話番号					
先	担	当者氏名			メールアドレ	/ス	
4 売買用W 付先 売買事務	'eb 担当	サイトを利 者(連絡先	用しなv ;)	場合の	売買事務担当者	音及び有	承諾書の送
担当部署名							
〒・住所							
電話番号				ファク	シミリ番号		

注:担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

担当者氏名

メールに上ス送	会社部署名	
ノールによる达	電話番号	
11 75	担当者氏名	メールアドレス

メールアドレス



3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付 先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及 び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。

#### (2) ログイン ID 通知書

ログインID通知書         海中         御中         独立行政法人農畜産業振興機構         防糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 既要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 間用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。         記         1. 売渡等申込者         2. ログインID         二 一ザ名         ログインID         3. 対象品目            年            1. 焼渡等申込者         1. 売がなし、         1. 売波等申込者         2. ログインID            1. 売波等申込者         . ログインID						
<ul> <li>番 号 平成 年 月 日         御中         独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長     </li> <li>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 震要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。         記     </li> <li>1. 売渡等申込者     </li> <li>2. ログインID         □ - ログインID      </li> <li>3. 対象品目     </li> <li>         任 備考     </li> <li>         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い、機構は、ログインID      </li> <li>         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い、機構は、ログインID      </li> </ul>		ログインI	D通知書			
<ul> <li>■ 一</li> <li>平成 年 月 日</li> <li>御中</li> <li>独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長</li> <li>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。</li> <li>記</li> <li>1. 売渡等申込者</li> <li>2. ログインID</li> <li>ユーザ名</li> <li>ログインID</li> <li>3. 対象品目</li> <li></li> <li></li></ul> <li></li> <li></li> <li> <li></li> <li></li> <li> <li></li> <li><ul> <li><ul></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></ul></li></li></li>				番		号
御中 独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部長 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記 3 の対象品目に係る売 置要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 置用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。 記 1. 売渡等申込者 2. ログインID 記 3. 対象品目 4. 備考 E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合				亚成	年 日	H
<ul> <li>御中</li> <li>独立行政法人農畜産業振興機構 府産調整部長</li> <li>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。</li> <li>記</li> <li>1. 売渡等申込者</li> <li>2. ログインID</li> <li>ユーザ名</li> <li>ログインID</li> <li>3. 対象品目</li> <li>(</li> <li>4. 備考</li> <li>(</li> <li>た町グインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合</li> </ul>				1 ///	т л	н
地平     独立行政法人農畜産業振興機構     特産調整部長     砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売     買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売     買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。     記 1. 売渡等申込者 2. ログインID <u>ログインID     </u> <u>ログインID     </u> 3. 対象品目     [     [     [     [     [     ]     [     ]     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     [     ]     ]     [     ]		御由				
独立口政広人展留産業振興機構         特産調整部長         砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。         記         1. 売渡等申込者         2. ログインID         ユーザ名         ログインID         3. 対象品目                  ログインID		1µih -1-	油力污动计计	电太声率	的复数	i ±WK
特座調整部株 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売 買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。 記 1. 売渡等申込者 2. ログインID ユーザ名 ログインID 3. 対象品目 4. 備考 E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びペスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合			独立11 以伝入	展留座牙	そ1次興伤 t	2175
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売			特理	詞登部⊅	ζ.	
砂糖及びでん初の価格調査に関する法律及び下記30万象節目に係る元 買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。         記         1. 売渡等申込者         2. ログインID         ユーザ名         ログインID         3. 対象品目         4 備考         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びペスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	ひんなななっていまたのない	(故 明朝)と目しとう	社会及びてもつ	のおゆり	(D) - M	マ古
真要領に基つく機構への党渡し及び貢戻しの契約に係る手続において、党 買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。  記 1. 売渡等申込者 2. ログインID      ユーザ名   ログインID     3. 対象品目 <td>砂糖及びでん粉の価</td> <td> 格調整に関する</td> <td>) 法律及い下記3</td> <td>の対象面</td> <td>白日に1月</td> <td>*る元 </td>	砂糖及びでん粉の価	格調整に関する	) 法律及い下記3	の対象面	白日に1月	*る元 
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	買要領に基つく機構へ	の売渡し及び寛	【戻しの契約に係	る手続に	おいて	、宂
記         1. 売渡等申込者         2. ログインID         ユーザ名       ログインID         3. 対象品目         4 備考         1: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により 売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	買用Webサイトを利	用する場合のロ	□グイン I Dを通	知します	0	
記         1. 売渡等申込者         2. ログインID         ユーザ名       ログインID         3. 対象品目         4 備考         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合		-				
<ol> <li>売渡等申込者</li> <li>ログインID         <ul> <li>ユーザ名 ログインID</li> <li>コーザ名 ログインID</li> </ul> </li> <li>3. 対象品目         <ul> <li>(備考)</li> </ul> </li> <li>4 備考         <ul> <li>ビログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合</li> </ul> </li> </ol>		Ē	3			
ユーザ名       ログインID         ユーザ名       ログインID         3. 対象品目       3.         4 備考       備考         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	<ol> <li>売渡等申込者</li> </ol>					
<ol> <li>ログインID         <ul> <li>ユーザ名 ログインID</li> <li>コーザ名 ログインID</li> </ul> </li> <li>3. 対象品目         <ul> <li>4 備考</li> <li></li></ul></li></ol>						
ユーザ名       ログインID         3. 対象品目       3. 対象品目         4 備考       (備考)         5. ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	2. ログインID		1			
3. 対象品目         4 備考         上: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	ユーザ	名	ロク	インロ	)	
3. 対象品目         4 備考         上: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合						
<ul> <li>3. 対象品目</li> <li>4 備考</li> <li>4 備考</li> <li>         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合     </li> </ul>						
<ul> <li>3. 対象品目</li> <li>4 備考</li> <li>4 備考</li> <li>E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合</li> </ul>						
<ul> <li>4 備考</li> <li></li></ul>	9 7461 1 1					
<ul> <li>4 備考</li> <li>         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合     </li> </ul>	3. 对家吅日					
<ul> <li>4 備考</li> <li>注: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合</li> </ul>	3. 对家吅日					
<ul> <li>4 備考</li> <li>         E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合     </li> </ul>						
E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合						
E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	3. <sub>刘家而日</sub> 4_備考					
E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	<ol> <li>N家而日</li> <li>4 備考</li> </ol>					
E: ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保 が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	<ol> <li>刘家m日</li> <li>4 備考</li> </ol>					
が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してくださ い。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	<ol> <li>刘家m日</li> <li>4 備考</li> </ol>					
い。機構は、ログイン I D 及びパスワードの不正利用に帰す損害に対 する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログイン I D は許可なく利用を停止する場合	3. <b>八</b> 家山日 4 備考 主: ログイン I Dは、	利用者を特定す	るものであり、	セキュリ	ティの	確保
する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出によ り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	3.	利用者を特定す された利用者自	-るものであり、  身が責任をもっ	セキュリ て管理し	ティの	·確保 ざ
り売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合	<ol> <li>A 備考</li> <li>ログインIDは、 が必要です。通知 い。機構は、ログ</li> </ol>	利用者を特定す された利用者自 イン I D 及びパ	るものであり、  身が責任をもっ パスワードの不正	セキュリし	ティのたす	確 確 保 に 対
	<ol> <li>A 備考</li> <li>4 備考</li> <li>注: ログインIDは、 が必要です。通知 い。機構は、ログ する責任を負わな</li> </ol>	利用者を特定す された利用者自 イン I D 及び/ いものとします	るものであり、  身が責任をもっ パスワードの不正 -。なお、売渡等	セ セ キ 理 正 帰 の : : : : : : : : : : : : :	ティく損け	確さににこ



#### (3)委任状

委任者 住所 名称 役職・氏名 当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の5 目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間づ する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び数 含む。)の納付に関する一切の事項	委	任	状		平成	年	月	日
住所 名称 役職・氏名 当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の5 目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間 する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び委 含む。)の納付に関する一切の事項				委任者				
名称 役職・氏名 当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の5 目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間づ する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び及 含む。)の納付に関する一切の事項				住所				
当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の5 目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び及 含む。)の納付に関する一切の事項				名孙 沿職•	千夕			FΠ
当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対 目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間づ する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項								
目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び及 含む。)の納付に関する一切の事項	行政法人農畜産	業振興機	構業務	方法書及	友び下言	記20	の対象	象品
する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、 3の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項	領に基づき、独	立行政法	人農畜	産業振興	眼機構。	との間	間で約	帝結
3 の事項に関する権限を委任します。 併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び及 含む。)の納付に関する一切の事項	売戻しの契約に	ついて、	下記1	の者を作	代理人。	と定る	<b>ð、</b> ∃	下記
併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。 記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び数 含む。)の納付に関する一切の事項	る権限を委任し	ます。						
記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項	、の使用する印鑑	をお届け	します	- 0				
記 1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項 使用印鑑								
1 代理人 住所 名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項 使用印鑑		記						
<ul> <li> (住所 名称 役職・氏名 </li> <li>2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん </li> <li>3 委任事項 <ul> <li>平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの</li> <li>並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項</li> </ul> </li> </ul>								
名称 役職・氏名 2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項 使用印鑑								
<ul> <li>役職・氏名</li> <li>2 対象品目 指定糖・国内産異性化糖・輸入異性化糖等・輸入加糖調製品・指定でん</li> <li>3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項</li> </ul>								
<ul> <li>2 × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×</li></ul>								
11 足帽・国内座乗111 L 楣・剛八乗12 L 楣寺・輸入加槽調製品・指定でん 3 委任事項 平成 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項 使用印鑑	空田州(心城, 초기)	표사사 / 나파티스	広 まム コ	十日地支∋田住	H D . H	1.		<u>kk</u>
<ul> <li>○ 安田尹頃</li> <li>平成年月日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの</li> <li>並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致含む。)の納付に関する一切の事項</li> <li>使用印鑑</li> </ul>	生共1111店・輸入	<b>共11111相</b> 等	F・ 翈ノ	、川栖詞等	ein • h	J 正 C	ん初	÷
平成 平 万 日からの2の対象而日に依る元優し及び員戻しの 並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額(延納金及び致 含む。)の納付に関する一切の事項    使用印鑑	日かたのりの	计每日日	コレゼン	ス吉油1	及てドロ	日日の	лĦ	1 3 7
含む。)の納付に関する一切の事項 使用印鑑	ロバロの2の	/ 小 豕 叩 阜 毎 ൹ み 7 ㎏	いで示る	J 元役し 冒主婿	/ 灰いり ( 征 紘/	マ庆し 会 及 7	アロート	□ 心の 豊全 ≵
使用印鑑	こ関する一切の重	又頃及い 【頂	コ 100 76	只도帜	(延州13		ノン世们	h 75 (
使用印鑑								
使用印鑑								
	月印鑑							
	月印鑑							
汁1.禾仁老の犯職,氏々け少ま老に四マすのしナマ	目印鑑							

資料7



平成 年 月 日からの売渡し及び買戻し契約に係る事務手続について、下記のとおり 届けます。

なお、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構 業務方法書及び下記3により届け出た対象品目に係る売買要領を了知のうえ、売渡し及び買 戻し契約の締結並びにそれに伴う事務手続きを行うこととし、貴機構の事務手続の瑕疵以外 の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。



2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに ✓ をし、該当する項目に必要事項を記入してください。)
 (1)売買用Webサイトを利用する →3を記入してください。
 (2)売買用Webサイトを利用しない →下表及び4を記入してください。
 (売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

(1)の売買用Webサイトを利用する場合は、ここの表に記入 する必要はありません。 主に利用する売買甲込方法

### 3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先

#### 部署1

- 17 L	<u> </u>					
		利用部署名		特産調整部コン	コア課	
			対象品目	輸入加糖調製品		
			〒・住所	〒106-8635 및	東京港区麻布	5台2-2-1
売渡等申込者用		担	電話番号	03-3583-9820	ファクシミリ番号	03-3583-8762
	ログインID	当	担当者氏名	農畜次郎	メールアドレス	○○○@alic.go.jp
		者	担当者氏名	農畜三郎	メールアドレス	△△△@alic.go.jp
		日報	担当者 🛥 💷 📲		ナチジナフタ	
		TA	担当者 さい。ま	FAIL 元員手統 た、複数の通関 さい。	を安託9の场	する場合は、すべて記入
Ŧ	:の売渡等申込者	の部署	署が売買事務手約	売を代行させる	る者(通関業	業者等)
		利	用会社部署名	株式会社農畜加	倉庫 通関部	
			〒・住所	₹000-00	○○ 東京都	3大田区0000
	売買事務手続	担	電話番号	99-9999-9999	ファクシミリ番号	99-9999-9998
	代行者用	当	担当者氏名	農畜花子	メールアドレス	000@souko.co.jp
	ログインID	者	担当者氏名		メールアドレス	
		報	担当者氏名		メールアト・レス	
		1.64	担当者氏名		メールアドレス	
			担当者氏名		メールアドレス	
		利用会社部署名		株式会社麻布	台サービス	業務部
	売買事務手続	担当	〒・住所	₹000-00	○○ 東京都	品川区〇〇〇〇
	代行者用		電話番号	99-9999-9999	ファクシジ番号	99-9999-9998
	ログインID	白信	担当者氏名	麻布四郎	メールアドレス	○○○@azabu. co. jp
		報	担当者氏名		メールアドレス	
			担当者氏名		メールアドレス	
		利	用会社部署名			
	売買事務手続	担	〒・住所			
	代行者用	当老	電話番号		ファクシミリ番号	
	ログインID	信	担当者氏名		メールアドレス	
		報	担当者氏名		メールアドレス	
			担当者氏名		メールアドレス	
	注: 売渡等申込者 務手続代行者 できるものです	用のロ (通関) ト。	グインIDは、売買 業者等)用のログィ	閏用Webサイト インIDは、申込み	の全てのメニ に必要な一部	- ユーを利用でき、売買事 3のメニューに限り利用
,	の吉海然由いま	 ፈንተተኑ	オフ、のフ、ナイニミュ	日へのふせまく	アンドトナー	
	の冗役寺中込有	が中え	とみのみを打り	易合の承祐者(	り达竹允	
		云作				
		电	一一通関業者に	売買手続を委託	<u>;せず、輸入申</u>	<u> 当告の際に承諾書を</u>
	メールによる	1型 十日 \		<u> 送付するのみの</u>	<u>場合</u> は、ここ	に記人してください。
	送付先	担当		り通関 業者に 委	計する場合は	、すべて記入してく
		担目	当日 たさい。			
		 1出目 扣上	<u>=11  </u> 4者氏夕		メールアドレフ	
	1	- 김부 -				1

部署						
ſ			利用部署名	特産調整部乳類	製品課	
	$\backslash$		対象品目	輸入加糖調製品		
	売渡等申込者用	担	〒・住所	〒106-8635 및	東京港区麻布	台2-2-1
	ログインID	当社	電話番号	03-3583-9821	ファクシミリ番号	03-3583-8762
	$\backslash$	白情	担当者氏名	農畜五郎	メールアトレス	□□□@alic.go.jp
	品目: してく	ごとにきださい	部署が異なり、売買 。 <u>※ 担保は、ココ</u>	夏申込等を当該話 ア課と併用となり	部署ごとに行き ります。	う場合は、部署ごとに記載
	上の売渡等甲込者	の部署	著が売買事務手約	売を代行させる	5者(通関第	美者等)
		利	用会社部署名	株式会社農畜魚	倉庫 通関部	
	売買事務手続	担	〒・住所	₹000-00		大田区0000
	代行者用	当者情報	電話番号	99-9999-9999	ファクシミリ番号	99-9999-9998
	ログインID		担当者氏名	農畜花子	メールアト・レス	○○○@souko. co. jp
			担当者氏名		メールアト・レス	
			担当者氏名		メールアト・レス	
		利	用会社部署名	株式会社麻布市	台サービス	業務部
	売買事務手続	担	〒・住所	₹000-00	○○ 東京都	品川区〇〇〇〇
	代行者用	± ≣ ₩	電話番号	99-9999-9999	ファクシミリ番号	99-9999-9998
	ログインID	「信	担当者氏名	麻布四郎	メールアドレス	○○○@azabu. co. jp
		報	担当者氏名		メールアトレス	
			担当者氏名		メールアト・レス	
		利	用会社部署名	<b>1</b>		
	売買事務手続	担	〒・住所			
	代行者用	当者	電話番号		ファクシミリ番号	
	ログインID	信	担当者氏名		メールアトレス	
		報	担当者氏名		メールアトレス	
			担当者氏名		メールアト・レス	

注: 売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事 務手続代行者(通関業者等)用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用 できるものです。

# 上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

	会社部署名		
	電話番号		
メールによる 送付生	担当者氏名	メールアトレン	<
	担当者氏名	メールアトレン	3
	担当者氏名	メールアトレン	3

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者(連絡先)

	- 1 H / L M		
担当部署名			
〒・住所		(1)の売買用Webサイトを利用する場合は、ここの表に記入	
電話番号		する必要はありません。	
担当者氏名			

注: 担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください

承諾書の送付先

承祐者の込竹儿				
メールによる 送付生	会社部	(1)0	D売買用Webサイトを利用する場合は、ここの表に記入	
	電話者	する	必要はありません。	
×1170	担当者	<b>戊</b> 名		

- 5 添付書面(初回の届出に限る。)
  - (別紙1)「売渡し申込みについて」を添付すること。(指定糖並びに輸入異性化糖及び混合異 性化糖又は輸入加糖調製品に限る。)
- (注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に\*印をつけて、機構に書面にて届け出るものと する。ただし、担当者情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届 け出ることができるものとする。
- (注2) ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書(任意様式) を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2 「委任状」で届けられた代理人が届け出ることができます。
- 2 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
   ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の 帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
  - ② 売買事務手続代行者(通関業者等)へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代 行者用(通関業者等)欄に記入してください。ただし、売買事務手続き代行者用(通関業者等) にのみログインIDを交付することはできません。(国内産異性化糖を除く。)
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」及び「4 売買用 Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先」の各表については、適宜、 追加又は抹消してください。





# 独立行政法人農畜産業振興機構

# 売買用 Web サイト

# 操作マニュアル

—担保編—



# 目次

はじめに	1
担保について	2
1 担保情報の登録と担保提供書の提出	3
1.1 担保情報の登録	3
1.1.1 担保の管理機能	3
1.1.2 新規担保の申請(担保提供書情報の入力)	4
1.1.2.1 金銭(根保証)の場合	5
1.1.2.2 保証書(根保証)の場合	6
1.1.2.3 法令保証証券(根保証)の場合	7
1.1.3 担保提供書の提出	8
1.1.4 機構へ担保現物を提供	8
1.1.5 機構から担保預書の送付を受ける	8
1.1.6 売買で担保を使用する	8
2 担保情報の確認	9
2.1 担保一覧	9
2.2 担保データの参照	10
3  担保の返還	11
<i>4  付録(様式集)</i>	12

#### はじめに

本マニュアルは、独立行政法人農畜産業振興機構売買用 Web サイト(以下「Web サイト」という。)のうち、担保の処理 <sup>(注)</sup> に関する操作を説明するものです。

Web サイトを利用する際はログイン ID とパスワードが必要です。利用するためには、新規登録を行い、ログイン ID と仮パスワードを取得する必要があります。

ログイン ID とパスワードについては利用者を特定するものであり、守秘義務及びセキュリティの確保が必要です。 利用に際しまして、利用者自身が責任をもって管理するものとします。

Web サイトの URL : https://sscs.alic.go.jp/sscs/ 加糖調製品トライアル用 Web サイトの URL : https://sscs.alic.go.jp/sscs\_beta/

注: <u>金銭の特定担保(1件又は1日分の売買差額に相当する額(担保金)を振込みにより提供するもの)の場合</u>は、売買申 込画面で登録していただきますので、<u>本マニュアル(担保編)での手続きは必要ありません</u>。別マニュアル(売買申込編)をご 参照ください。



#### 担保について

#### 1. 担保の種類及び提供方法

担保提供者には、売渡申込みの際に、売買差額に相当する額(担保)を機構に提供していただきます。 担保(金銭)に利子は付きません。

担保の種類と、担保の提供方法については、下表のとおり選択することができます。

種類	ŧ	是供方法
金銭(担保金口座:百十四銀行)	特定担保	根担保
	(1件又は1日分の売買申込	(一定期間における複数の売買申
金融機関の保証書	の売買差額に相当する額を	込の売買差額に相当する額(注)を
	提供するもの)	提供するもの)
損害保険会社の法令保証証券		(注)例えば、一括納付選択時にお
		ける申込みから納付までの40日間
国)復守 		程度(最大1年間)の調整金に相当
(旅省頃に限る。担休評価額のり。) 		する額。

#### 2. 売買差額の納付方法

売買差額の納付方法については、下表のとおり担保提供者が提供した担保の種類及び提供方法に応じて決まります。 大別すると、①担保を金銭で提供し、輸入許可後に機構が売買差額に充当するか、②担保を保証書等で提供し、輸入 許可後に売買差額を納付するかの2つです。

金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が調整金に振り替えるもの)は、あらため ての売買差額の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。

納付については、個別納付(都度の売買分を輸入許可後7日以内に納付)と一括納付(一月分の売買を翌月10日に 一括して納付)が選択できます。

提供方法	種類	納付方法	提供方法	種類	納付方法
特定担保	金銭 	機構による充当	根担保	金銭	機構による充当(取崩)、 個別納付又は一括納付
	保証書	納付通知書による銀行 振込(個別納付)		保証書	納付通知書による銀行振 込(個別納付又は一括納
				法令保証 証券 国債等	付)

注:個別納付については最大3か月間、売買差額の納付を延長することができます。(ただし延納日数に応じて、延納金 が発生します。)

### 1 担保情報の登録と担保提供書の提出

#### 1.1 担保情報の登録

1.1.1担保の管理機能 独立行政法人 売買申込者:株式会社農畜輸入販売 農畜産業振興機構

担保は以下の手順で提供します。

マイ/ 売買機 指定期	ページ  機能 唐、輸入JJ 在手続中の作 売買	<ul> <li>、ツプ</li> <li>酸 申込:1件 承認     <li>売買一覧</li> <li>含糖率管理     <li>(申込(加糖調製品)     </li> </li></li></ul>	3 摄作す 集:0件 #	マニュアル: 赤賀中込 売賀中込	指定:::汤 1件 (指定糖) (異性化糖)	■ <u>新命入力印港</u> 细 )	<u>製品</u>	本システムの範囲	$ \left\{\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \\ 6 \\ 7 \end{array}\right. $	管理機能 「新規登 担保の種 担保情報 入力提供 提供	のす類を出書書	2保」をクリック フリック 2供品目を選択 カ 確認し、機構に ダウンロード 印刷・押印して相	送信
でん粉 現在	分、 とうも 在手続中の件	5ろこし  数 申込:0件 承認	售:0件 #	操作マニ 納付通知書:	ュアル: <u>指</u> 詞 0件	定でん粉等売	買編		8	機構へ担	保現物	物を提供	三三百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百百
Roti	午田赴小城	売買一覧		新規	売買申込				9	成件小り	조기기 여		之识
現在	主異性化糖 在手続中の件 2018	数 申込:0件 承載 売買・移出一覧 年06月 下 売買め) ▼	Ë:0/ <b>‡ </b> ≉	操作マニュ 納付通知書: 新規売買月	アル: 国内顔 0件 月込・移出報	<u>崔異性化糖売</u> 告			<u>※金</u> <u>は、 手順</u> 編)を	: <u>銭特定担</u> 売買の画面 には使用し : を新しての	<u>3保()</u> 面で情 ません くださし	金融機関振込 <sup>:</sup> 報を入力するた ル。別マニュアル・ <u>い。</u>	<u>み)の場合</u> め、上記の (各種売買
ET	<b>授</b> 日已	担保 売買 イ ゴ ー		操作マニュ) 通知数量 パスワ	アル: <u>売買手</u> 量・関税割当 Dートタン	続届出編担	保編		管理機會	能の「担保	いまた	リックしてくださ	
alic	と 豊富	<del>1</del> 8 注. <u>水</u> 興機構	売買申込	<b>ð:株式</b>	会社農畜輔	俞入販売		育	前回ログイン日間 パスワート	; ; : 2018/06/27 09:2 <sup>;</sup> 有効期限 : 2018/1	株式会社唐 3:50 2/17	書輸入販売輸入調製事業部 ● ログアウト	
担保- 新規登録	-覧?	() 来 そ	②「新規 「規の担 登録して	登録」 3保を記 ください	をクリック 殳定する N。	クして、 る場合	は、こち	ちらから					
摘要	種類	保証期間	提供区分	指定糖	異性化糖 等	提供品目 輸入加糖 調製品	とうもろ こし	でん粉	現在高 (額面) (円)	引当可能額 (円)	充当用	担当部署	
申請中	振込	2018/06/06 ~ 2019/06/05	根保証	0					1,000,000	1,000,000		輸入調製事業部	
<u>18-00235</u>	振込	~	特定保証			0			13,000	0	0	輸入調製事業部	
<u>18-00234</u>	保証書	2018/06/21 ~ 2019/06/20	根保証			0			10,000,000	9,846,600		輸入調製事業部	
マイペー	ージトップ	へ戻る											

Copyright 2017 Agriculture & Livestock Industries Corporation All rights Reserved.



#### 1.1.2.1 金銭(根保証)の場合

STEP1:担保提供書 種類品目選択画面で金銭と提供品目を選択してください。

担保の種類と担保	呆を利用する売買対	博象品目を選択	択してください。 金銭を選択してください。
担保の種類			● 金銭 ○ 保証書 ○ 法令保証証券 ○ 国債等
担保の提供品目	1		☑指定糖□異性化糖等□輸入加糖調製品□とうもろこし□でん粉
	選択		提供する品目にチェックを入れてください。 指定糖及びでん粉、異性化糖等及びとう もろこしは担保を共有できます。
		<u>選</u> 折 進ん	<u>訳</u> をクリックして情報入力画面に んでください。
1. 担保金額 🕢	<u>須</u> )	担保金額	を額を入力してください。
2. 担保の種類			「振込」を選択してください。
金銭 必須		0	<ul> <li>○現金(現金を機構に持ち込む場合)</li> <li>●振込(機構が指定する口座に振り込む場合)</li> <li>振込先口座 百十四銀行東京支店(普)0000370117 ▼</li> </ul>
3.担保の提供	区分 阃 ?		「振込先」を選択してくだい。
〇特定担保	売買申込予定日		担保の種類が金銭の場合は、売買手続画面から担保の登録を行ってください。
●根担保	保証期間	2	2018/02/15 ~ 2019/02/14
4.担保の提供	品目	根保証を選また保証期	選択してください。 期間を入力してください。期間は最大1年間です。
品目		指	指定糖
5.金銭担保を	売買差額に充当	する場合	?
充当の可否			□ 輸入許可証等を提示したとき、金銭担保を売買差額に充当してください。

金銭を取崩す場合は、チェックを入れてください。 納付通知書で、別途納付する場合はチェックを入れ ないでください。

#### 1.1.2.2保証書(根保証)の場合

STEP1:担保提供書 種類品目選択画面で保証書と提供品目を選択してください。

担保の種類と担保を利用する売買対象品目を選択して	にください。 保証書を選択してください。						
担保の種類	○金銭 ◉保証書 ○法令保証証券 ○国債等						
担保の提供品目	☑指定糖□異性化糖等□輸入加糖調製品□とうもろこし□でん粉						
選択	提供する品目にチェックを入れてください。 指定糖及びでん粉、異性化糖等及びと うもろこしは担保を共有できます。						
	選択 をクリックして情報入力画面に進んでください。						

#### STEP2:担保提供書 情報入力画面で必要な情報を入力してください。

	―― 保証書に記載され	ている金額を入力してください。
1. 担保金額 💩		
1,000,000	Ħ	金融機関をプルダウンから選択してください。
		保証書に記載されている保証書の保証人先信(登理)番号 を入力してください
2. 担保の種類		
(pita)	保証金融機関名 必須	名のずは銀行 マラ店本店 マ
休証音	保証書NO. 必須	123456
		保証書に記載されている保証書 No.を入力してください。
3.担保の提供	≤分泌҈я?	
○特定担保	売買申込予定日	担保の種類が金銭の場合は、売買手続画面から担保の登録を行ってください。
●根担保	保証期間	2018/02/15 ~ 2019/02/14
	<u></u>	
4.担保の提供		
品目		指定糖
L	「根保証」を選択し また、保証書に記載 年間です。	てください。 載された保証期間を入力してください。期間は最大1



#### 1.1.2.3法令保証証券(根保証)の場合

STEP1:担保提供書 種類品目選択画面で法令保証証券と提供品目を選択してください。



STEP2:担保提供書 情報入力画面で必要な情報を入力してください。

1. 担保金額 💩	润)	法令保証証券に記載されている保証金額を入力してください。					
1,000,000	Η						
2. 担保の種類							
法令保证证券	保証損害保険会社名	名 三井住友海上火災保険 マ 支店 本店 マ					
心中体到到分	保証証券NO. 🜌	123456 損害保険会社をプルダウンから選択してください。					
		法令保証証券に記載されている証券番号を入力してください。					
3. 担保の提供	区分🜌 ?						
○特定担保	売買申込予定日	担保の種類が金銭の場合は、売買手続画面から担保の登録を行ってください。					
●根担保	保証期間	2018/02/15 ~ 2019/02/14					
		根保証を選択してください。					
4. 担保の提供	品目	たて、法市休祉証券に記載された休祉期间を入力してくたさい。期间は 最大1年間です。					
品目	L	指定糖					

#### 1.1.3担保提供書の提出



#### 1.1.4機構へ担保現物を提供

担保提供書を印刷・押印の上、担保現物及び添付書面と併せて機構へ提出してください。

担保の種類	提供方法	添付書面	備考
金銭	機構の指定する担保金	振込受付書等の写し	担保提供書の提出は省略可
	口座へ振込		能。(特定担保のみ)
	現金を機構へ持参	(なし)	
保証書	機構へ持参又は郵送等	(なし)	
法令保証証券	機構へ持参又は郵送等	(なし)	
国債等	機構を質権者として機構	振替債担保明細書2部	
	の指定する口座へ振込		

#### 1.1.5機構から担保預書の送付を受ける

機構が担保を受け入れた場合は、担保預書を郵送いたします。 また、受け入れた場合は、機構から受入確認メールが届きます。

#### 1.1.6売買で担保を使用する

次ページの担保一覧で担保番号が付与されたものが売買に利用可能な担保になります。 売買手続きについては、各品目のマニュアル(売買編)を参照してください。 CIIC 農畜産業振興機構

### 2 担保情報の確認

#### 2.1 担保一覧

有効な担保は、担保一覧画面から各担保の「参照」をクリックすることで確認できます。 また、担保残高(保証可能額)も確認できます。

alia	独立行政法人 売買申込者:株式会社農畜輸入販売 前回ログイン日時: パスワード有								(額面) (円)		51当り能観 (円)	充当用	
									7000 I''E	1,000,	,000	1,000,000	
担保一	担保一覧 ?								13,	,000	0	0	
新規登録	ŧ								拡大	10,000,	,000	9,846,600	
1			•			提供品目		e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	現在高				
摘要	種類	保証期間	提供区分	指定糖	異性化糖 等	輸入加糖 調製品	とうもろ こし	でん粉	(額面) (円)	51当可能額 (円)	充当用	担当部署	
申請中	振込	2018/06/06 ~ 2019/06/05	根保証	0					1,000,000	1,000,000		輸入調製事業部	
<u>18-00235</u>	振込	~	特定保証			0			13,000	0	0	輸入調製事業部	
<u>18-00234</u>	保証書	2018/06/21 ~ 2019/06/20	根保証			0			10,000,000	9,846,600		輸入調製事業部	
Copyri <u>c</u> 17	<sup>7 Agri</sup> ック	簡要」欄の項目を してください。	クリ ights Re	広 eserved.		ł	商要	種類	1	保証期間		提供区分	
						旦	<u>請中</u>	振込	2018/06/	06 $\sim$ 2019/	06/05	根保証	
						<u>18-</u>	00235	振込		$\sim$		特定保証	
						<u>18-</u>	00234	保証書	2018/06/	21 ~ 2019/	06/20	根保証	
									_				
担保	提供書	情報入力											
担保切	代況 4	<b>月効</b> 担保番号	18-00234										
担保提供 2018/06/21	担保提供書作成日 🜌 2018/06/21												
1. 担保 10,0	金額 <sub>必須</sub> 00,000 円	(参考)受入時担係	續:10,000,00	0円									



### 2.2 担保データの参照

lic 農	立行政 【畜産	<sub>法人</sub> 業振興機構	売買申込者:株 <b>隽</b>	式会社農畜輸入販売	株式会社農畜輸入販売 輸入調製事業部 前回ログイン日時:2018/06/27 09:23:50 パスワード有効期限:2018/12/17
担保提供	書 情	報入力			
呆提供書の作品	に必要な	情報を入力してくだ	ಕು.		
担保状況	有	り 担保番号	€ 18-00234	}	担保番号は、有効になった後に表示
保提供書作 018/06/21	成日 🜌	Ē			担保状況が「有効」の担保のみ、売利用可能な担保です。
扣促全郊	(RA)				
10,000,00	о н	(参考) 受)	、時担保額:10,000,000円		
. 担保の種	類		_		
和書	保証	金融機関名 必須	名のずほ銀行	▼ 支店 本店	
	保証	書NO. 必須	123456789	]	
. 担保の損	サビガ				
	売買	申込予定日 		担保の種類が金銭の場合に	は、売買手続画園から担保の登録を行ってください。 
●根担保	保証	49 GU	2018/06/21	~ 2019/06/20	
.担保の損	供品目				
a 目			輸入加糖調製品		
					当該担保を、売買で使用した履歴が表
保の利用履	歴				ハ(()) () () () () () () () () () () () ()
年月日	状況	承諾番号	増減額	引当可能額	
2018/06/21	登録		10,000,000円	10,000,000円	
2018/06/21	引当	30-00025	-2,000円	9,998,000円	
2018/06/21	申込		-86,400円	9,911,600円	
2018/06/27	申込		-65,000円	9,846,600円	)
	担保	是供書			
	+a.a_	≝ <sub>^</sub> = z			担保提供書はこちらからもダウンロードす
	101木	見、大つ			<b>しることができます</b> 。

### 3 担保の返還

提供した担保は、担保提供者の債務履行が完了した場合、契約が解除された場合、債務残高を充足する担保が別途提 供された場合は、担保を返還いたします。機構から担保の返還を受けた場合は、「担保受領書」を提出してください。

担保の種類	返還方法	提出書類
金銭	担保提供者の指定する金融機関の口座	機構から担保の返還を受け
	へ担保金を振込み	た場合は「担保受領書」を提
保証書	直接又は郵送等	出してください。
保証証券	直接又は郵送等	
国債等	質権の解除を行うとともに、担保提供者の	
	指定する金融機関の口座へ振替	



### 4 付録(様式集)

#### (1) 担保提供書

別紙第4号様式)		
	担保提供書	
		平成 年 月 日
独立行政法人農畜産業機構		
埋事長 殿		
		(提供看)
		石柳
		任本 印
以下のとおり担保を提供しま	d	ж <u>л</u> п,
□ 新規担保 □	〉。 既存担保の異動・延長(担保番号	)
		,
1 担保額		
金額		円
2 担保の種類		
	□現金 □振込(預託金)	
□金銭	(金融機関名)口	1座番号)
口俱起来	保証金融機関名:	
	保証書No.	
□注合促証証券	保証損害保険会社名:	
	保証証券No.	
	□国債      □地方債	□金融債
□国債等	銘柄・種類:	
	額面額:	
	償還日:	
<ol> <li>3 担保提供の目的</li> </ol>		
独立行政法人農畜産業振	興機構との指定糖、異性化糖等、輸入加糖調動 「	製品又は指定でん粉等の売渡し
及び真戻しの契約に係る担	保 ·	
<ol> <li>(1) 担保の提供区分</li> <li>□性常相保(声異虫)3 素</li> </ol>		
口将足担保(冗員甲达了)	正曰:平成 平 月 曰/	
□担保款,担质 (促款)	期間, 亚武 年 日 日本之亚武 年	. 8 0)
□根保証・根質 (保証) (2) 相保の提供日日	期間:平成 年 月 日から平成 年	三月日)
<ul> <li>□根保証・根質 (保証 (2) 担保の提供品目</li> <li>□指定糖 □異性化糖</li> </ul>	期間:平成 年 月 日から平成 年 第 □輪入加糖調製品 □とうもろこし	三月日)
<ul> <li>□根保証・根質 (保証 (2) 担保の提供品目</li> <li>□指定糖 □異性化糖</li> <li>4 金銭担保を売買差額に充</li> </ul>	期間:平成 年 月 日から平成 年 等 □輸入加糖調製品 □とうもろこし 当する場合	□ 月 日)
<ul> <li>□根保証・根質 (保証 (2) 担保の提供品目</li> <li>□指定糖 □異性化糖</li> <li>4 金銭担保を売買差額に充</li> <li>□上記金銭は、当該契約</li> </ul>	期間:平成 年 月 日から平成 年 等 □輸入加糖調製品 □とうもろこし 当する場合 に係る指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調準	<ul> <li>月 日)</li> <li>ロでん粉</li> <li>品若しくは指定でん粉等の輪</li> </ul>
<ul> <li>□根保証・根質 (保証</li> <li>(2) 担保の提供品目</li> <li>□指定糖 □異性化糖</li> <li>4 金銭担保を売買差額に充</li> <li>□上記金銭は、当該契約</li> <li>入許可書等を提出した</li> </ul>	期間:平成 年 月 日から平成 年 等 □輸入加糖調製品 □とうもろこし 当する場合 に係る指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調動 とき又は国内産異性化糖の改定を行ったとき、	<ul> <li>月 日)</li> <li>□でん粉</li> <li>2品若しくは指定でん粉等の輸売買差額に充当してください。     </li> </ul>
<ul> <li>□根保証・根質 (保証</li> <li>(2) 担保の提供品目</li> <li>□指定糖 □異性化糖</li> <li>4 金銭担保を売買差額に充</li> <li>□上記金銭は、当該契約</li> <li>入許可書等を提出した</li> <li>注1)該当事項にチェックを</li> </ul>	期間:平成 年 月 日から平成 年 等 □輸入加糖調製品 □とうもろこし 当する場合 に係る指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調專 とき又は国内産異性化糖の改定を行ったとき、 入れること。	<ul> <li>月 日)</li> <li>ロでん粉</li> <li>製品若しくは指定でん粉等の輸 売買差額に充当してください。</li> </ul>

#### (2) 担保預書

(別紙第5号様式) 殿	担	保	預	書	平成	年	月	日
	独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印							
以下の担保を預かりました なお、この担保預書は、申 合及び2の金銭担保を処分し	±。 ■し出( した場(	に基づ 合は刻	づき 20 り力を分	D金銭技 たいまう	担保を調 す。	整金に	充当し	た場
1 担保額 金額								円
2 担保の種類					担保番	:号:		
□金銭	口現	金		□振	(預計)	£金)		
□保証書	保証金融機関名: 保証書No.							
□法令保証証券	保証保証	保証損害保険会社名: 保証証券No.						
□国債等	<ul> <li>□国債</li> <li>□地方債</li> <li>□金融債</li> <li>銘柄・種類:</li> <li>額面額:</li> <li>償還日:</li> </ul>							
以下のとおり担保の返還を	と依頼	します	-		平成	年	月	F
返還する金額(金銭の場) 返還先	合のみ	.)						
注:返還先は、担保金及び国 を記入すること。	債等に	ついて	は指定	の振込	口座を、そ	その他の	)担保は	郵送先
担	保受	そ 領	書				Ĥ	紙
上記担保を受領しました。					平成	年	月	日
				() 	受領者) 名称 役職			
注:金銭、国債等を受領する場 と。	金)合	≥額5フ	万円以」	E) には	氏名 、収入印詞	紙を貼付	け・割印	印 するこ





# 



# 目次

はじめに	1
売買の流れ(担保が根保証(保証書等)の場合)	2
売買の流れ(担保が金銭で振込充当の場合)	3
1 売買の方法	4
1.1 売買申込みをする場合	4
1.1.1 売買申込方法	5
1.1.1.1 新規に売買を申し込む場合	5
1.1.1.2 過去の売買を複写(参照)して申し込む場合	5
1.1.2 基本情報入力	6
1.1.3 明細情報入力	7
1.1.4 価格計算結果	8
1.1.5 機構へ送信	9
1.2 担保の入金(振込充当の場合)	10
1.3 承諾された後	
1.4 輸入許可後	
1.5 調整金の納付	13
1.5.1 納付通知書のダウンロード	13
1.5.2 個別延長及び包括延長並びに一括納付の場合	14
1.5.3 領収済通知書のダウンロード	15
2 売買状況の確認	16
3 含糖率情報の管理	
3.1 合糖率とは	
3.1.1 含糖率の説明	17
3.1.2 含糖率の申請の流れ	17
3.2 新しい含糖率情報の申請	18
3.2.1 含糖率申請画面	19
3.3 既に申請した含糖率情報の確認	20
4 付録 機構売買対象の輸入加糖調製品一覧	21

### はじめに

本マニュアルは、独立行政法人農畜産業振興機構売買用 Web サイト(以下「Web サイト」という。)のうち、輸入加 糖調製品の売買手続の操作を説明するものです。

Web サイトを利用する際はログイン ID とパスワードが必要です。利用するためには、新規登録を行い、ログイン ID と 仮パスワードを取得する必要があります。

~ ログイン ID とパスワードについては利用者を特定するものであり、守秘義務及びセキュリティの確保が必要です。 利用に際しまして、利用者自身が責任をもって管理するものとします。

Web サイトの URL : https://sscs.alic.go.jp/sscs/ 加糖調製品トライアル用 Web サイトの URL : https://sscs.alic.go.jp/sscs\_beta/

 吹出しの色の違いの説明		
① の吹出し(うぐいす色)は、手	順を示すも	らのです。
② の吹出し(ピンク色)は、ポイン	ントや状況	を示すものです。
① 〇〇をクリックしてください	•	② 〇〇が表示されますので、ご
		確認ください。

- ※ 本マニュアルは、輸入加糖調製品売買要領に基づく手続を、Web サイトを利用して行っていただくためのものです。 マニュアルに記載されていない事項については、輸入加糖調製品売買要領をご確認ください。(要領はシステム上 で確認・ダウンロードできます。)
- ※ Web サイトに関する問い合わせ先
   独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部
   電話 : 03-3583-8775
   メールアドレス: <u>alic-chosei01@alic.go.jp</u>



ialic からのメール









1 売買の方法

#### 1.1 売買申込みをする場合

マイページトップと輸入加糖調製品売買一覧画面から、新規の輸入加糖調製品売買を申し込むことが出来ます。



#### 1.1.1売買申込方法

新規に売買を申し込む方法と、過去の売買を複写(参照)して申し込む方法があります。

1.1.1.1新規に売買を申し込む場合



1.1.1.2過去の売買を複写(参照)して申し込む場合




#### 1.1.2基本情報入力





1.1.3明細情報入力

	1.1.3 明細情報人力		①各物品の明	細を入力してください。
なたたので、独立行政法人	売買申込者:株式會社盧指輸入販売	株式会社豊富純入和先 納入講製 相間ログイン目時:201506/2715:1031 ノ(スワード有効期間:201512/17 10.05701		
輸入中西の内容をもとに売買申込みを行っ	ってください。中込みは、厳略地域に嵌入されてから、輸入中!	ちの朝日までに行ってください。		
輸入加糖調製品 売買申込編集	R.		HSコード・糖種 🕢	1806.10-100: フラア粉
1、 元貢申込根要			原産地必須	選択してください 🔽
1000 ( 1000 ( 1000) 1000 ( 1000)	20180401~20180500		売買数量(輸入申告数量) 💩 🕫	500,000 M/T
NYADANYER FA	(単Rb) (単Rb)		CIF価格必須	
2. 輸入中告の概要				
総入中西和愛(王王) 総入中西印(王王)	■原稿型式计出编标 (M)		砂糖合有率(加重平均)	
新入中西部門( <b>三王</b> )	123 4567 8910			
MIR WY (28)	19001 プリ1時間地区加速業務の555 第三個形が保険地域コードを入力してください。	拉大		傾は、ノルダ・ノンメニューから選択し
<ol> <li>1. 輸入申告する物品</li> <li>1</li> </ol>		/-	てください。	
●電話用度			・ 原産地欄は、フ	『ルダウンメニュー(国名はあいうえお
第二日	(1006.10.100 ÷ 333788 (###L€0584× (₩)		順)から選択し <sup>-</sup>	てください。
	500,000 M/T		・売買数量欄は、	HSコードごとの輸入申告数量を入
	*****		カレナイださい	
	1993-223日 入川しに1989-0098日 合理年1月			
記録(WT) 当時間(WT)     1     1	●考         基品コード         含種草(%)           1         ココン2回菜品         A         87.00	液原地 証明日 製油メーカー 保守 シンガパール 2014/04/27 Acompany	・ CIF 価格傾は、	
(41)	10004 1000441		してください。	
2			・ (参考)同一 HS	;コードで複数商品がある場合、砂糖
H5.3-H-1818(28)	2708-90-511 : 1010128-93621-5-83年	皇甫大	含有率は加重	平均されたものが表示されます。
原型加( <u>2</u> ) 充炭改量(約入中告改要)(2-3)	編RUT05801 図 600,000 M/T			
	A			
自播手は6番手内を計算するため発品的市量を	Abut <rew< td=""><td></td><td></td><td></td></rew<>			
株売して日焼手を入力 日巻手一 (10月)	和社会で表示 入力した目標手のが表示 言様手一覧		同一の	HSコードで複数商品がある場合は、商品
BIBB(WT) (TMBBB/WT)	<ul> <li>●料 単純名 単純石 (1)</li> <li>③ 1/2/ビトーバ目数品 C</li> </ul>	※泉市 計時日 製造メーカー	毎の数	重を記入ししくにさい。 リミコードで商具がバトンの提合け その数
821	2548-#- (508-V-19		□□─── 	「ろ コード ( 間 加 か い こ )の 場 古 は 、 て の 数 カーマください
5			※事前	に商品の含糖率を登録する必要がありま
• 10.2.819			す。入力	カ方法は「3 含糖率情報の管理」を参照
	1901.90-219: 第22次回・ペーカナー市は分	.20/30%#3R (💌)	してくだる	きい(P17)。
	[			
	() n			
会議事には最早時,を計算するため委長別数量を 検索して合語事を入力 合語すー	入力してください 戦を全て表示 入力した含焼手のみ表示		_	
200 208/W7) 21880/W7)		単正的 社研日 製造メーカー 信号		
1 Carlos	2 NRUBAL 8 95.00 余様年 (10歳年年) 0	9-7 2018/06/23 B-company	2価	格を計算し次に進む
hard a second se			をクリ	ックしてください。
O WILLASS	申し込む地局が多い場合、入力増充当成できます。 単約されたHDコード・随意の評価入力増充含らします。		価格;	が計算され、次貞の画面へ進みます。
	入力された物品内容で、価格を計算します。			
	$\sim$ $-$			
▲ 注意 入力投えき出力して入力内容を確認した後 確定すると、この内容で売買用込みが0.94	拡大 All All All All All All All All All All	価格を計算したに	<b>作</b> む	
0.674	入力された売賞を必須存てきます。極端へは			
入力を確定して戻る	入力した内容は全て制味されます。			
Copyright 2017 Agriculture & Livestock Industries Copy	assian Ail rights Reserved.			



1.1.4価格計算結果	今回の売買差額	合計が表示されます。	価格の計算結果が表示されます。 売買差額は、譲許税から関税を差
価格を計算し次に進む 入力された物品内容で、価格を計算			引いた額に CIF を乗じて得た額に
売買差額合計 1,894,824 円			相当する額が表示されます。
	売渡価格	買戻価格	
HSコード 種類 輸入申告数量	単価 全額	上前         売買差額           単価         金額	
1 1806.10-100 \(\top\)799 500,000.000WT	1次 164,288円 82,144,000,000 円	- <sup>82,145,604,928</sup> 円 1,604,928円	①既に提供している担保を利用する
2 2106.90-510 砂糖を除きソルビトール含有量最大 600,000.000M/T	1次 113,018円 67,810,800,000 円	- <sup>67,811,084,256</sup> 円 <sup>284,256</sup> 円	場合は、こうりかり選択してくたさい。
3 1901.90-219 育児食用・ベーカリー用以外、ミルク30%未満 700,000.000M/T	1次 260,322円 182,225,400,000	- 182,225,405,640 5,640円	
4. 担保请報			①'今回の売買用に担保を提供する場
◎提供済みの担保を利用する	$\rightarrow$		合は、こちらに入力してください。
引当額 担保番号 提供区分 担保種類 引当可能額	担保期限 状況 充当用担保		※充当の可否も、ここで指定してくださ
1,894,824 円 18-00234 根保証 保証書 9,846,600円	2019/06/20 有効		
担保の種類が異なるものを併用することはできません。また、充当用担保とそれ以外の担	保を併用することはできません。		
今回の売買申込用として新たに担保を提供する(特定担保)	C	) 今回の売買申込用として新	たに担保を提供する(特定担保)
担保提供额 1,894,824 円		扣俘捉供姻	4 004 024 III
提供方法 振込 充当の可否 <sup>●</sup>	拡大		1,034,024 [7]
		提供万法	振込
5. 納付		充当の可否?	✓担保金を売買差額に充当する
納付方法 @別納付			
<ol> <li>6. 添付書類のアップロード 以下の書類を提出してください。</li> <li>・ 輸入申告入力接等</li> <li>- 統入 1</li> </ol>	。 面は、以下のとおり またした物	です。	※充当とは、売買差額相当分の金銭 を担保金として預かり、輸入許可後に 調整金として振り替えることです
	十百八刀径		
・ Idda///fallo ときる書類 ・ その他機構から求められた書類 ・ その他機構から求められた書類	青報照会		
・砂糖含有率を記載してある成分表(※事前に登録してあれば省略・インボ	イス、パッキングリス	ト又は食品等輸入届出換	空等(商品名がわかるもの)
**ファイル名に使用できる文字は以下のとおりです。これ以外の文字は A~Z a~z 0~9 _(アンダースコア) (半角ハイフン) ・含糖2	率がわかる配合率表	長や成分表等(事前に登録	録してあれば省略可、P17参照)
参照… クリア 参照… クリア			
参照 クリア			
参照… クリア 登録 DUT	是出すべき書類がま	長示されますので、電子デ	ータの場合は、
79/JO-K	らからアッフロードし	くたさい。	
アックロードにとるファイ <del>ルのラー。</del> 			
部署名・通閲業者名         氏名         メールアドレス         TEL           1         北国道明代行時式会社         厚斎         花子         nnusandhannointsukan co.in         001-000-0000			
		3	通関業者に承諾書(写し)を送付する
▲注意		× ۷	要がある場合は、送付先にチェックを入
入力控えを出力して入力内容を確認した後に、確定しデータを機構に送信して 確定すると、この内容で売買申込みが行われます。添付書類をアップロードし	ください。確定しないまま戻ると入力! ない場合は、次の完了画面の送付状を;	内容が破棄されることがあります。 添えてメール又はFAXで速やかに提出してく	てくたさい。 付する必要がない場合は、チェック不
仮保存 入力された売買を仮保存できます。	機構へは送信されません。	要	<u>です。</u>
入力内容を確認(入力控出力)	カロのが正しいか確認してください。	(	4(入力内容を確認(入力控出力)
入力を破棄して戻る入力した内容は全て削除されます。		3	をクリックし、入力控をダウンロードして、内 容を再確認してください。

#### 1.1.5機構へ送信

画面の最下部までスクロールして、「入力内容を確認(入力控出力)」をクリックすると、以下のボタンが表示されるので、 申込みを機構に送信します。



#### 1.2 担保の入金(振込充当の場合)

P8の「4. 担保情報」で「今回の売買申込用として新たに担保を提供する(特定担保)」を選択した場合、売買申込後、機構から以下のメールが届きますので、メールに記載された金額を指定の口座へお振り込みください。

#### 件名:【ALIC】担保提供依頼

株式会	壮農畜輸入販売 輸入調整事業部 ご担当者様
以下の? 売買申?	売買申込について、担保の額が確定しました。 込者は、担保の提供をお願いします。
■担保	是供金額: 1,894,824円
■振	込 先: 独立行政法人農畜産業振興機構 砂糖勘定担保口 百十四銀行 東京支店 普通預金 0370117
申込年	月日:2018年06月28日
輸入申 輸入申 税関名	告予定年月日:2018年06月28日 告番号:123 4567 8910 :東京税関大井出張所 <u>石に表示される振込先口座に、担保提供金</u> 額を振り込んでください。
申込H (1明 HS:	S数: 3件 細目) 1806.10-100 輸入申告数量: 500,000.000トン
このメ	ールは、送信専用のアトレスで送信されています。 ールの内容についてのお問い合わせは、 下記の連絡先までお願いします。
〒106-8 独立 特彦	) 635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル 2行政法人農畜産業振興機構 調整部 輸入調整課 完糖
	avenna TEL : 03-3583-8396 FAX : 03-3583-8169 E-MAIL : alic-sugar01@alic.go.jp
○輸	入加糖調製品 TEL : 03-3583-8775
t	FAX : 03-3583-8169 F-MAIL : alic-chosei01@alic.go.ip
ৃত	ん粉、とうもろこし、国内産異性化糖、輸入異性化糖 ロ 02-2582-8545
F	AX : 03-3583-8145 -MAIL : alic-starch01@alic.go.jp



#### 1.3 承諾された後

機構が売買を承諾すると、売買承諾完了のメールが届きます。

マイページ→売買一覧から、電子署名付承諾書をダウンロードすることができます。



#### 1.4 輸入許可後

輸入許可が下りたら、輸入許可日の登録を行ってください。



#### 1.5 調整金の納付

#### 1.5.1納付通知書のダウンロード

輸入許可日を登録し機構で手続が完了すると、Web サイトから納付通知書がダウンロード可能になります。

納付通知書をクリックし、納付通知書(電子署名付)をダウンロードしてください。

納付通知書の内容に従い、期限までに納付をお願いします。



#### 1.5.2 個別延長及び包括延長並びに一括納付の場合

当Webサイトから申請できません。これらの納付方法を希望する場合には、事前に輸入加糖調製品売 買要領に規定する申請書を機構に提出してください。機構側で承認のうえ、登録処理を行います。 CIIC 農畜産業振興機構

#### 1.5.3 領収済通知書のダウンロード

輸入許可日を登録し機構で手続が完了すると、Webサイトで領収済通知書がダウンロード可能になり

	ます。								
と 独立行 豊奈	i政法人 産業振り	圓烨構	売買申込者	: 株式会社農	體輸入販売		前回ログイン	∠日時:2018/06/28	株式会社農畜輸入販売輸入調製事業部 3 14:57:500 → ログアウト
		FC160119					764	ノート有効期限:2	018/12/17
定糖・輸入	異性化糖	・輸入加	糖調製品	売買一覧					
買申込(指定糖)	売	買申込(異性	化糖)	売買申込(加	1糖調製品)	•			
直近半年の売買	₹▼ 状	況 選択なし		表示件数 〇2	20	検索			
結果4件									
状況?	承諾番号	申込日	承諾日	輸入申告日	納付期限	輸入申告番号	売買数量(M/T)	売買差額(円)	明細種類
受理		2018/06/21		2018/06/22		333 3333 3333	30.000	86,400	砂糖を除きソルビトール含有量最大
(輸入許可待ち)	30-00030	2018/06/27	2018/06/27	2018/06/27		777 7777 7777	5,000.000	65,000	ココア粉
納付通知	30-00025	2018/06/21	2018/06/21	2018/06/21	2018/06/27	111 1111 1111	20.000	2,000	砂糖を除きソルビトール含有量最大
<u>納</u> (寸落	30-00024	2018/06/21	2018/06/21	2018/06/21		111 1111 1111	10.000	13,000	ココア粉
ht 2 iculture 8	& Livestock Indu	ustries Corporati	on All rights Rese	erved.					
ph 2 iculture ( 新 輸入加糖詞	& Livestock Indu 額収済通知書 司製品 売買	ustries Corporatii	on All rights Rese です。	erved.					
ht 2 icuiture i 新 理又は 輸入加糖調 状況 納	& Livestock Indi 續収済通知書 周製品 売買 <b>付済 承</b>	ustries Corporati	on All rights Rese です。 ミ 30-00024	nved.					
ht 2 icuiture i 新 1書又は 輸入加糖調 <b>状況 納</b> 4	& Livestock Indi	ustries Corporati ゆ出力が可能 買申込編集 <b>(話番号</b>	on All rights Rese です。 <u>30-00024</u>	nved.					
ht 2 iculture ; 新 1書又は 輸入加糖調 <b>状況 納</b> 1. 売買申込概 申込日@須	& Livestock Indi .領収済通知書 問製品 売覧 <b>付済 承</b> 要	ustries Corporati 拿の出力が可能 買申込編集 《諾番号	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21						
ht 2 iculture ; 新 1書又は 輸入加糖調 <b>状況 納</b> 1. 売買申込概 中込日 @項 平均輸入価格等適所	& Livestock Indi 領収済通知書 周製品 売 要 期間	ustries Corporati	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01~2	erved.					
ht 2 iculture ; 新 1書又は 輸入加糖調 <b>状況 納</b> 伯 1. 売買申込概 甲込日 @項 平均輸入価格等適所	& Livestock Indi	ustries Corporati 拿の出力が可能 買申込編集 <b>(諾番号</b>	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01~2 ************	erved.					
ht 2 iculture ; 新 中 和 和 和 1. 売買申込概 中 込概 平均輸入価格等遊 「 平 均輸入価格等遊	& Livestock Indi	ustries Corporati	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01~2 でからなびたらの 東京装書(電 海道本、住宅	erved.		す。税間に提出してく	<b>顔収済道</b> をクリックリ ロードして	<u>通知書</u> して、領収 ください。	済通知書(電子署名休
ht 2 iculture i 部 1書又は 輸入力加糖調 代況 約 1. 売買申込概 申込日 @項 平均輸入価格等適所	& Livestock Indi	ustries Corporati 章の出力が可能 章申込編集 《 <b>諾番号</b>	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01~2 9 mothe756 名 承諾書(電 機構へ申込	arved.		す。税関に提出してく る際にダウンロードし	<u>領収済道</u> をクリックリ ロードして	<u>毎知書</u> して、領収 ください。	済通知書(電子署名休
ht 2 iculture i 新 1書又は 輸入力口構調 代況 約4	& Livestock Ind 	ustries Corporati 意の出力が可能 買申込編集	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01〜2 1018/04/01〜2 1018/04/01〜2 1018/04/01〜2 1018/04/01〜2 1018/04/01〜2	arved.		す。税閥に提出してく る際にダウンロード( ドできます。	<u>領収済道</u> をクリックし ロードして	<u>通知書</u> して、領収 て、ださい。	済通知書(電子署名休
ht 2 i culture i 新 1書又は 輸入加糖調 代況 納 中 1. 売買申込概 申込日 ②須 平均輸入価格等適 7	& Livestock Indi 領収済通知書 同製品 売 「 「 「 一 原	ustries Corporati 章の出力が可能 買申込編集 諸番号	on All rights Rese です。 30-00024 2018/06/21 2018/04/01~2 1018/04/01~2 1018/04/01~2 1018/04/01~2 1018/04/01~2 1018/04/01~2 1018/04/21 2018/06/21	erved.		す。税関に提出してく る際にダウンロードし ドできます。	<u>領収済道</u> をクリックに ロードして	<u> 有知書</u> して、領収 く く だ さ い。	济通知書(電子署名休



2 売買状況の確認



#### 3 含糖率情報の管理

#### 3.1 含糖率とは

輸入加糖調製品の売買は、品目の総重量ではなく、含まれる砂糖の量に対して売買差額を算出します。含糖率は 品目に対し、何パーセントの砂糖が含まれているかを表すもので、品目の総重量に乗じて砂糖の含有量を算出するために 利用します。

#### 3.1.1含糖率の説明

輸入加糖調製品の売買を行うにあたっては、事前に商品ごとの含糖率の登録申請が必要です。申請した 含糖率は機構で確認後有効となり、利用できるようになります。

#### 3.1.2含糖率の申請の流れ



#### 商品名はインボイス又はパッキングリスト等で確認できるものを入力して下さい。



#### 3.2 新しい含糖率情報の申請

以下の手順により、新規の含糖率入力画面へ進むことができます。

2110 独立行政法人 売買申込者:株式会 売買申込者:株式会 売買申込者:株式会	社農畜輸入販売							
マイページトップ								
売買機能								
指定糖、輸入異性化糖、輸入加糖調製品 操作マニュアル:	指定糖壳買編 輸入加糖調製品							
	(指字糖)							
	(異性化糖)							
売買申込								
でん粉、とうもろこ 操作マニ	ュアル: <u>指定でん粉等売買編</u>							
現在手続中の件数 込:0件 承諾:0件 納付通知書:	0件							
売 覧 新規	売買申込							
国内産異性化糖 操作マニュ	アル:国内産異性化糖売買編							
現在手続中の件数 込:0件 承諾:0件 納付通知書:	ひ件							
売買出一覧								
2018年06月 売買あり 新規売買申	P込·移出報告							
独立行政人 ①新規の商品 す。(商品毎の に提出してくだる	を登録する場合は 配合率表や成分表 い。)	、こちらから き等をメールン	登録申 又は FA	■請をしま X で機構	式会社農畜 :56 /17	前入販	読 輸入調製 ▶ ログアウト	事業部
新規登録 ? 含糖率一覧出力 状況 選択なしマ 表示件数 ○20 ● 50 ○ 100 検索	商品名はインオ で確認できるも	ドイス又はパ のを入力し	ッキング て下さし	リスト等 ヽ。				
検索結果3件								
状況 番号 HSコード 種類	含糖率 商品名	商品コード	証明日	製造メー カー	原産地	備 考	更新日	売買
参照 有効 3 2106.90-510 砂糖を除きソルビトール含有量最大	80.00 % 品	с	2018/06/06	C-company	大韓民国		2018/06/21	使用
参照 有効 2 1901.90-219 育児食用・ベーカリー用以外、ミルク30%未満	65.00 % 盼乳調製品	В	2018/05/23	B-company	97 >>+5-4		2018/06/21	使用
参照 有効 1 1806.10-100 ココア粉	87.00 % ココア調製品	A	2018/04/27	A-company	シンパルー ル		2018/06/21	使用
マイページトップへ戻る								
Copyright 2017 Agriculture & Livestock Industries Corporation All rights Reserved.		同じ商品で 場合は、原	で複数の	の原産間	国で製造 りして下る	きしてきい。	ている。	



3.2.1含糖率申請画面





👤 🔄 独立行政法人	売買申込者:株式	会社農畜輸入販売					俞入販	远 輸入調製	製事
■C農畜産業振興	機構		前回	回ログイン日間 パスワート	寺: ド有		۵	ログアウト	<b>ト</b>
	既に申請し	た含糖率の一覧を Ez	xcel		-				
唐率一覧	ノアイル形式	(ダワンロートでさます)	o		2018/06	/21 使用			
○ 含糖率一覧+	н <del>л</del>				2018/06	/21 使田			
					2010/00	21 100/13	R		
選択なし ▼ 表示件数 (	○20				2018/06	/21 使用	(	拡大	
課4件		売買に使用さ	れている今	糖率は	「使用」		<b>」</b> ヽ	$\prec$	
	<del>1</del> 冊米百	と表示されます	· ·			盾杂物	備	百兴口	_
	「相关見	3/64				尿性地	考	史初口	冗
申請中 4 1806.20-190	2kg超、液・粉・粒状	90.00 % ココア調製品 D		2018/05/25	American Syrup o	<ul><li>アメリカ合</li><li>衆国</li></ul>			
		ソルビトール調			0.210.				
有効 3 2106. 砂糖 拡大	糖を除きソルビトール含有量最大	80.00 % 製品 C		2018/06/06	C-company	大韓民国		2018/06/21	使
有効 2 1901.90-2 育先全用		◎ 「参照」をクリック	すると、含	018/05/23	B-company	タイ	2	2018/06/21	使
有効 1 1806.10-100	1八/儿 留与	糖率情報の画面	「が表示さ	018/04/27	A-company	シンガポー		2018/06/21	使
	参照 申請中 4	れまり。				ル			
ページトップへ戻る	参照 有効 3								
ついた 独立行政法人 豊畜産業振興機械	林式会社提商输入版范	機構へ問合せる際 示してください。	はこの番	号を提	7				
こので、  こので、  こので、  日本の	株式会社農商輸入販売 1005-10-100で 1005-10-100で	機構へ問合せる際 示してください。		号を提					
	様 株式会社提商輸入販売 1005-10-100(文) ココア時 スコア時 スコア時 スコア時 スコア時 スコープ時 スコープ時 スコープ時 スコープ時 スコープ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	機構へ問合せる際		、 号を提 					
こので、  こので、  こので、  こので、  このので、  このので、 </td <td>株式会社農商輸入販売 1006.10-100で 133万時 マ 133万時品 A 20190427</td> <td>機構へ問合せる際</td> <td></td> <td>、 号を提 -</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	株式会社農商輸入販売 1006.10-100で 133万時 マ 133万時品 A 20190427	機構へ問合せる際		、 号を提 -					
	様 株式会社提商輸入販売 1000.10-100 (*) コン7時 コン7時 A. 201909427 A.company	機構へ問合せる際		号を提					
独立行政法人           合糖率申請           香門           HSコード           酸助名           商助二ド           説和メーカー           原築地           含糖率	株式会社盟商輸入販売 1006:10-100 ○ 1327時 ▼ 1327時間后 A 20190427 Acompany 520月ホール ▼ 67 %	機構へ問合せる腐ってください。		、 号を提 					
	株式会社農商輸入販売 1005.10-100 × コン7時 コン7時 A 20100427 A company シンガボール × 67 %	機構へ問合せる際		、 号を提 -					
武法の行政法人     武法の行政法人     武法の行政法人     武法の行政法人     武法の行政法人     武法の行政法人     武法の行政法人     武法の一     武法の     国	様式会社提商輸入販売 1905-10-100♥ ココア時 ココア時 ココア時 ス 2130427 Acompany シンガホール ● 87 %	機構へ問合せる際		号を提 					
こので、  こので、  注意で、  注意で、  注意で、  こので、  こので、 <	株式会社提商輸入販売 1905 10-100 × コン7時 ユン7時 ヘ 20190427 A.company シンガボール 87 % 合用半 第	機構へ問合せる際	登 登	号を提	変更がある	る場合は	t、新	ī 規商 L	品と
独立行政法人           合語率申請           毎9           ドちコード           酸酸           商品名           商品コード           説明日           酸塩×ーカー           原電電           書様率           糖以外のもの           名称	構 株式会社農商輸入販売 1905 10-100 ♥ ココア時 ▼ ココア時 ▼ ココア時 ▼ ココア時 ▼ ココア時 ▼ ココア時 ▼ マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ ココア時 マ マ ココア時 マ マ ココア時 マ ココア時 マ 国 日 の ロ こ マ ココア時 マ 国 日 の ロ こ 日 日 の 日 日 の 日 日 の 日 の 日 日 日 の 日 日 日 の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	機構へ問合せる際	登録 て 東 か	· 号を提 ・ 情報に る	変更がある	<b>る場合は</b>	 し、 新	ī規商。	品(
こので、独立行政法人 一部学生活動で、一部では、「「「「「「」」」」、   日本ので、   日本ので、  <	株式会社提番輸入販売 1905.10-100♥ コン7時 スクリーン シンガボール ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	機構へ問合せる際	登録 て て で で で で で で で で	· 号を提 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	変更があるのののである。	る 場 合 は り ま す。 で を 提出	は、新のうえ	f 規 商 提 、機 構	品と
独立行政法人           合語率申請           毎9           HSコード           酸酸           商品名           商品コード           超加コード           酸明日           動産スーカー           原電池           着物車           糖以外のもの           名称           [           二	構 株式会社提番輪入販売 1008.10-100♥ コン7時 スロ シンガボール ♥ 677 % 合有半 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	機構へ問合せる際示してください。	登録て配合調	。 号を提 情報 ま を た さ い	変更がある。	る場合は ります。 を提出し	t、新 のうえ	f 規 商 よ 、機 構	品と
独立行政法人         会議室住務           全穂率申請         ●           16コード         ●           18日一ド         ●           18日二ド         ●           18日二ド         ●           18日二ド         ●           18日二         ●           18日二         ●           18日二         ●           18日二         ●           1日	構 株式会社農商輸入販売 1000.10-100 ♥ ココア時 ココア時 スロ190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 20190427 A. 55 55 55 55 55 55 55 55 55 5	機構へ問合せる際示してください。	登録て配合制	、 号を提 ・ 登 録 ま や く だ さ い	変更があるの成分表等。	る 場 合 は ります。 を 提出し	t、新 のうえ	f規商L t、機構	品(
独立行政法人         会議室建業振興機構           合穂率申請         6           60         6           100-10         8           800         8           800         8           800         8           800         8           800         8           800         8           100         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         8           110         10           110         10           110         10           110         10           110         10           110         10	構 株式会社提商輸入販売 1005:10-100♥ ココア時 ココア時 シコア時 シコア時 シコア時 シコア 和 20190427 Acompany シンガホール 第 名 名 20190427 Acompany シンガホール 第 名 シー 第 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	機構へ問合せる際示してください。	登録て用合詞	、 号を提 ・ 情報 ま で で で さ い	変更があるの必要があるののである。	3場合は ります。 を提出の	は、新	f規商占 え、機構	品と
独立行政法人           合語率申請           毎月           16コード           取成           商品名           商品子下           説明日           副加スーカー           原温地           諸地本           職以外のもの           合称           [	構 株式会社提番輸入販売 1006.10-100♥ コン7時 A 201804/27 A company シンガボール ♥ 87.55 67.55 55.	機構へ問合せる際示してください。	登 弱 西 香	、 号を提 登録表 で で で で で で で の の の の の の の の の の の の	変更があ 変必要があ の成分表等	る場合は ります。 を提出し	は、新 のうえ	f 規商 L え、機構	品は
独立行政法人           会院率申請           毎9           16コード           酸減           風怒名           風怒名           風怒名           風怒名           風影名           風影名           風影名           風影名           周辺・ト・           原政治           高齢率           聴以外のもの           名称           二           備考           儒者	株式会社提商输入版元 株式会社提商输入版元 1000.10-100 × 1227時 227時第46 A 20100427 Acompany シンガボール × 67 % 100 100 100 100 100 100 100 10		登録て配相認	、 号を提 情 録 表 で で さ い	変更がある。	る 場合は ります。 を提出の	t、新 のうえ	ī規商占	品 (
全統率申請   第9   16コード    16コード   16コード   16コード    16コード   16コード   16コード    16コード   16コード    16コード   16コード    16コー	様 株式会社提商輸入販売 1000.10-100 × コン7時副品 A 20190427 Acompany シンガボール × 名7 % 合用半 % う 第 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		登	· 号を提 登率表 で ざ い	変更があ る必要があ の成分表等	る 場 合 は ります。 を 提出し	t、新 のうえ	f 規 商 提 、機 構	品と
独立行政法人           全穂率申請           99           H6コード           昭和           岡島名           岡島子ード           昭和           岡島名           岡島子ード           昭和           岡島名           岡島子ード           昭和           福本           「	構 「1000.10-100、 コン7時副 A 20100427 Accengany シンガボール・▼ 67 %		登	。 号を提 登 率 表 や く だ さ い	変更があ る必要があ の成分表等	る 場合は ります。 を 提出し	は、新 のうえ	<b>〔</b> 規商 【、機構	

CIC 農畜産業振興機構

### 4 付録 機構売買対象の輸入加糖調製品一覧

No.	品目名	関税番号 (HSコード)	概要					
1		1806. 10 - 100	加糖ココア粉					
2		1806. 20 - 111	2kg超のココア調製品で、塊・板・棒状・ペースト 状のもの					
3	ココア調製品	1806. 20 - 190	2kg超のココア調製品で、液・粉・粒状のもの					
4		<sup>11</sup> 32 m 2kg以下のココア調製品で、 1806.32-211 物をしていないもの						
5		1806. 90 - 211	2kg以下のココア調製品で、ペースト・液・粉・粒 状、詰物をしているもの					
6		1901. 90 - 219	育児用粉乳・ベーカリー用等以外の乳製品調製 品(乳+砂糖+フレーバー等)					
7	粉乳調製品	2106. 90 - 283	乳製品調製品、小売容器入り					
8		2106. 90 - 284	乳製品調製品(乳+砂糖+デキストリン)、小 売容器入り以外					
9	調製した豆	2005. 40 - 190	調製したえんどう豆(うぐいす餡等)					
10		2005. 51 - 190	調製したささげ又はいんげん豆(餡子等)					
11		2101.11 - 100	コーヒーエキス等					
12	コーヒー調製品	2101. 12 - 110	コーヒーエキス等をもととしたもの					
13		2101. 12 - 246	コーヒーをもととしたもの					
14	ソルビトール調 製品	2106. 90 - 510	砂糖以外で、ソルビトール最大のもの					
15	-	2101. 20 - 246	茶・マテをもととしたもの					
16		2106. 10 - 219	タンパク質濃縮物					
17		2106. 90 - 251	おたね人参・そのエキスを含むもの					
18	その他調製品	2106. 90 - 281	調製食品、小売容器入り(500g以下)					
19		2106. 90 - 282	調製食品、小売容器以外					
20		2106. 90 - 590	砂糖以外で、ソルビトール最大以外のもの(デ キストリン調製品、マルチトール調製品、塩調 製品等)					

(注)HS コードは、HS2017 のものであり、関税暫定措置法が改正された場合、下3桁(統計コード)が変更になる場合があります。

## 資料10

## TPP協定における加糖調製品の取扱いに関する説明会 Q&A

No.	質問	回答
1	パスワードの発行はどのように行うので すか。	操作マニュアルの売買手続届編のP18、19のとおり、トップページのIDを通知 された方はこちらをクリックし、仮パスワード発行画面で、通知されたログインID と売買手続届出書の担当者1のメールアドレス(注)を入力のうえ、仮パスワード発 行をクリックしてください。(自動的に仮パスワード発行完了画面に切替ります。) 機構から担当者1のメールアドレスに仮パスワードが記載されたメールが届きま すので、仮パスワード発行完了画面に、ログインIDと仮パスワードを入力して、次 の画面で本パスワードを設定してください。 (注)売買手続届出書の3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承 諾書の送付先の部署の売渡等申込者用ログインID又は売買事務手続代行者用ログイ ンID欄の担当者情報の担当者氏名欄の先頭に記載されている者のメールアドレス。
2	パスワードは何文字ですか。	8文字以上です。使用できるのは、半角の英数字及び記号(!や?など)です。
З	担当者(自社及び通関業者)の変更や、 通関業者の追加はできますか。	操作マニュアルの売買手続届編のP20、21のとおり、マイページトップの管理機 能の売買申込者情報をクリックしてください。変更の方法は、P8~10の登録方法 を参考にして変更等を行ってください。変更箇所に、「*」が記載されているので、 確認してください。
4	通関業者はなぜ、直接、担当者情報等を 変更できないのですか。	売買の主体は売渡申込者(輸入者)で、通関業者の方は、あくまでも事務代行者であり、主体の許可なしに担当者情報等を変更されたとしてもその事実を機構では把握で きないため、主体の責任の下、主体のみに変更機能を操作できるようにしているとこ ろです。
5	ログインIDを紛失してしまいました。	再送しますので、機構までご連絡ください。
6	パスワードを紛失してしまいました。	セキュリティの関係上、機構では把握しておりませんので、トップページ(ログイン ページ)のパスワードを忘れた方はこちらをクリックして、操作マニュアルの売買手 続届編のP23のとおり、再設定してください。
7	含糖率はどのように登録すればよいので すか。(又は新たに登録したいのです が)。	2つ方法があります。含糖率テンプレートに記載して機構に送付するか、又は、操作 マニュアルの売買編のP17~20のとおり、ログイン後(パスワード取得後)にマ イページの含糖率管理より登録してください。
8	通関業者が含糖率を登録することはでき ますか。	できます。マイページの含糖率管理より登録してください。
9	含糖率はブレ幅があるため、配合率を基 に登録できますか。	可能です。
10	含糖率を登録する際の商品名は何を基に 登録すればよろしいですか。	インボイスやパッキングリストに記載されている商品名を登録してください。
11	含糖率を登録する際の商品コードはどの ようなものを入力すればよろしいです か。	売買申込みの添付書面(インボイスやパッキングリスト)で突合できる商品コードを 入力してください。
12	含糖率を登録する際の証明日とは何です か。	証明日は、メーカーが商品の成分を証明した日を入力してください。加糖調製品の多 くは半製品であるため、証明ができない場合は、空欄で登録申請してください。
13	同じ商品を複数の国で生産しているので すが、登録はどうのようにすればよろし いですか。	原産地(及びブレンダー)を変えて、複数登録してください。
14	ー部の商品は、OEMで実際は別のブレ ンダーが製造しているのですが、登録は どのようにすればよろしいですか。	委託先のブレンダーで登録してください。ブレンダーのOEM先は結構です。
15	成分表等登録内容がわかる書類(いわゆ る含糖率を証する書面)とは何を送付す ればよろしいですか。	

No.	質問	回答
16	含糖率を証する書面は、アップロードで きないのですか。	できませんので、メール又はFAXにて送付してください。
17	商品の情報を誤って申請してしまったの ですが、どうすればよいですか。	当該商品を連絡していただければ、処理いたします。
18	含糖率の登録を行い、進捗が「有効」の 表示に変わることでどうなりますか。	含糖率は機構に申請していただき、機構が証拠書類で確認した後、承認されます。承認が完了したときに進捗が「申請中」から「有効」に変わります。有効になってないと売買の際、使用できません。
19	担保はどのように登録すればよいのです か。	操作マニュアル担保編をご参照ください。なお、金銭特定担保(金融機関振込)の場合は、操作マニュアル売買編のP7のとおり、売買の画面で登録となりますので、留 意してください。
20	通関業者が担保を登録することはできま すか。	できません。(理由は、売買手続届出編の問4の答えと同様。)
21	部署ごとに担保を使い分けたいのです が、どのようにすればよろしいですか。	部署ごとに必要な担保を別々に登録してください。
22	部署ごとに担保を登録したのですが、通 関業者に特定部署のものを選択させるに はどうしたらよいですか。	担保番号(ユニーク番号)を伝えてください。ミスがないように連絡を密にしてくだ さい。
23	根担保の場合、担保の額は、どの程度が 妥当ですか。	売買申込の頻度と調整金納付の時期を考慮し、根担保の提供額(保証額)を設定して ください。 また、1件の売買における調整金額は、譲許税率から暫定税率を差引いた率にCIF を乗じた額が上限となります。売買件数やCIFにより金額が変わってきますので、 機構から額を指定することは困難であることから、説明会で配布したHSコードごと の譲許と暫定が掲載された資料を基に、妥当額を算定してください。
24	担保の提供期間は、どの程度にすればよ ろしいですか。	根担保は、最大1年間です。
25	担保が一時的に不足した場合は、どうす ればよろしいですか。	①担保を追加(他の部署分を使用することもできます。)して頂くか、②納付待ちの 売買差額を速やかに納付すれば担保は回復いたしますので、状況に応じて対応してく ださい。
26	担保提供書は、送付する必要があります か。	実際は押印のうえ、書面で送付してください。
27	担保の残高はどこで確認できますか。	申込者は管理機能の担保メニューから確認ができます。また、売買申込の際にも担保 情報で引当可能額が表示されますので、通関業者も確認可能です。
28	担保の情報を誤って入力してしまったの ですが、どうすればよいですか。	当該担保を連絡していただければ、当方で削除等いたします。
29	売買申込書は、何を基に作成すればよろ しいですか。	輸入申告入力控を基にデータを入力してください。
30	機構売買手続きを自社と通関業者が同時 に行うことは可能ですか。	別申告であれば、可能です。
31	自社と通関業者の両方が行う場合、同じ 輸入申告番号は使用できますか。	重複の排除のため、同一の輸入者名(業者名)の方が同一の輸入申告番号で申込した 場合、いずれかがエラーとなる可能性があります。
32	数量通知者や契約解除条件売買(要件・ 指定工場)とは何ですか。	輸入加糖調製品では使用しませんので、入力しないでください。

No.	質問	回答
33	蔵置場所はあらかじめ登録が必要です か。	必要ありません。売買の都度、輸入申告入力控に記載している保税地域コードを入力 してください。
34	HSコードが同じで、複数の商品がある 場合は、どうしたらよいですか。	操作マニュアル売買編のP7のとおり、あらかじめ登録した商品ごとの数量を入力し てください。なお、事前に商品の登録の必要がありますので、未登録がありました ら、速やかに登録申請してください。
35	売戻価格が「ー」で表示されるのは、な ぜですか。	売戻価格が譲許税率で足きりされてしまうため、計算では算出できないためです。
36	申込の申請後に、誤った入力に気づいた のですが、どうすればよろしいですか。	双方確認の上、機構で修正しますので、ご連絡ください。
37	申込の申請後に、取消しはできますか。	機構で削除しますので、ご連絡ください。
38	売買申込書の添付書類にはどのようなも のが必要ですか。	輸入申告入力控、貨物情報照会、インボイス、食品等輸入届出控等が必要です。分か らない場合は、通関書類一式をアップロードしていただければ、一度、機構で判別し ますので、2度目からは、判別したものをアップロードしてください。
39	トライアルでは、添付書類(輸入申告書 類)をアップロードする必要はあります か。	本番と同じようにアップロードしてください。
40	添付書類のアップロードは、提出書類の 種類ごとに分けて行うのですか。	ー括してできます。
41	添付書類をアップロードし忘れてしまい ました。その場合は、どうすればよいの ですか。	申込後も随時、添付書類のアップロードが可能です。マイページの売買一覧から該当 する売買を選択し、「6.添付書類のアップロード」からアップロードしてください。
42	売買承諾完了メールが届きましたが、そ の後、どうすればよろしいですか。	操作マニュアル売買編P11のとおり、承諾書をダウンロードしてください。
43	輸入許可書が出た後はどうすればよいの ですか。	操作マニュアル売買編P12のとおり、マイページの売買一覧から該当する売買を選択し、「2.輸入申告の概要」の「輸入許可日」を入力し、「6.添付書類のアップロード」から輸入許可書をアップロードし、機構へ輸入許可日送信ボタンを押してください。
44	納付通知書が発行された旨のメールが届 きました。その後、どうすればよいので すか。	操作マニュアル売買編P13のとおり、マイページの売買一覧から状況「納付通知」 を選択してください。納付通知書(電子署名済)がダウンロードできますので、内容 を確認の上、調整金の納付の擬似行為を行ってください。一括納付を希望されている 者は、納付通知書には合計金額が表示されます。該当する売買すべて同じ納付通知書 が出力されますので、ご注意ください。
45	ー括納付の納付通知書もダウンロードは 可能ですか。その際、輸入許可等の締切 日は当月末となるのですか。	可能です。当月末までに輸入許可日の登録を行ったものが、翌月一括納付の対象とな ります。
46	輸入許可日を登録後、領収済通知書が発 行された旨のメールが届きました。その 後、どうすればよいのですか。	マイページの売買一覧の該当する売買を選択して領収済通知書(電子署名済)をダウ ンロードしてください。
47	調整金の額は、関税と同様に100円未 満切捨てですか。	いいえ、調整金の額は、円未満切捨てとなります。

#### 輸入加糖調製品に関する説明会についてのアンケート

本日はお忙しい中、輸入加糖調製品の機構売買手続に関する説明会にご出席くださ り、誠にありがとうございます。大変恐縮でございますが、アンケートにご協力いた だければ幸いです。

業種	御社名	部署名
1.輸入者		
2.通関業者		
3.その他()		
*いずれかに〇を付け		
てください		

)

1. 本説明会の開催を何で知りましたか。

①税関 ②通関業者からの紹介 ③広告(新聞・雑誌) ⑤機構ホームページ ④ダイレクトメール(DM) ⑥その他(

2. 説明内容はご理解いただけましたか。

①良く理解できた ②理解できた ③あまり理解できなかった ④理解できなかった - ③、④の場合、理解できなかった点をご記入ください。

#### 3. 配布資料は分かりやすかったですか。

(1)とても分かりやすかった ②分かりやすかった ③少々分かりにくかった ④分かりにくかった · ③、④の場合、理解できなかった点をご記入ください。

4. 機構売買手続についてご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。

ご連絡先:ご担当者様名( お電話番号( メールアドレス(

ご協力ありがとうございました。説明会終了後、出口にて回収します。

)

)

)

# alic 加糖調製品は輸入申告の前に 調整金の納付 が必要となります

# 開始日(施行日)は決定次第お知らせします

TPP整備法が改正・成立したことにより、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律 第109号)が改正され、TPP11協定が発効したときから加糖調製品(砂糖とココア粉やソルビトールな どを混合したもの)については、輸入申告者等が税関への輸入申告の前に(独)農畜産業振興機構 と売買手続をし、調整金を納付していただく必要があります。





## alic 加糖調製品の機構売買(調整金の納付)とは?

輸入申告の前に

輸入申告者が

機構と書面上で同時に売り買いをし、その売買の差額を調整金として納付していただきます。





URL: https://www.alic.go.jp

別表第一
暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、 別 関 第八条の三、第八条の五、第九条関係 一八・〇六 (略) 税 八〇六・二〇 表 定 の 番 率 号 法 する調製食料品 チョコレートその他のココアを含有 略 り又は直接包装にしたものに限る その他の調製品(塊状、板状又は 量がニキログラムを超える容器入 らに類する形状のもので、正味重 ースト状、粉状、粒状その他これ グラムを超えるもの及び液状、ペ 棒状のもので、その重量が二キロ 加えたものに限る。 ココア粉(砂糖その他の甘味料を (-)その他のもの 砂糖を加えたもののうち Ą 品 (略) 砂糖を加えたもの の五〇%以上のもの しよ糖の含有量が全重量 チューインガムその他 板状、 の砂糖菓子及び塊状、 チューインガムその 状の調製品のうち 棒状又はペース 名 二八・五% 税 (略 (略 率 |別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、 別 関 第八条の三、第八条の五、第九条関係 (略 人・〇六 一八O六 ・ 二 O 税 表 定 の 番 率 号 法 する調製食料品 チョコレートその他のココアを含有 的 り又は直接包装にしたものに限る 量が二キログラムを超える容器入 らに類する形状のもので、正味重 ースト状、粉状、粒状その他これ グラムを超えるもの及び液状、ペ 棒状のもので、その重量がニキロ その他の調製品 その他のもの (略 묩 (塊状、板状又は 名 税 率 (略) (略)

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一 新旧対照表

- 47 -

(参考)



- 48 -

							· · .																				
		一九〇一・カ	一 九 〇 一 ・ 一	一 九 〇 一 ・	•				•			· · ·						九 ・ 〇 一									
	•	ル 〇 そ	ō	0	当す	のも	пп	<u>全</u> に	пп	•	° )	とし	重量	、 とし	のに	の調	物、	麦芽		``		-				<u></u>	
	一 (略)	の他のもの	略)	略)	るものを吟	のに限る	アの含有見	脱脂した	アを含有す	四項までの	及び第〇日	、他の項に	の四0%+	て計算した	あつては宣	製食料品	ミール、ア	エキス並び	• .		•				÷		コーその
(略)		<i>(</i> )			际 く。 )	ものとし、	重が全重量	ココアとし	するものに	の物品の調	四・〇一項	に該当する	木満のもの	にココアの	元全に脱脂	(ココアを	でん粉又は	ひに穀粉、		の 	量の五〇	よ糖の含	他の砂糖	チューイ	5	砂糖を加え	の他のもの
	х.					他の項に該	の五%未満	こて計算した	あつては完	製食料品	(から第〇四	ものを除く	に限るもの	含有量が全	心たココア	言有するも	麦芽エキス	ひき割り穀		•	)%以上のも	「有量が全重	菓子及びし	-ンガムその		にたもののう	
		• •					114	, <u> </u>				<u> </u>		, <b></b> ,	,			1.								· / I	
(略)			(略)	(略)															•	~							
														_													<u> </u>
																			·								
		一九〇一	一 九 〇 一	一九〇一		<u>.</u>			 - -	<u> </u>	•			、				一 九 ・ 〇				* 				•	
		一九〇一・九〇	一九〇一・二〇	一九〇一・一〇										``				一 九 ・ 〇 一					•				
· · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一九〇一・九〇 その他	九〇一・二〇 (略)	九〇一・一〇 (略)	当するも	のものに	ココアの	全に脱脂	ココアを	・〇四項	。) 及び	とし、他	重量の四	として計	のにあつ	の調製食	物、ミー	一九・〇一 麦芽エキ	· ·				1 1				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(略)	一九〇一・九〇 その他のもの	一九〇一・二〇 (略)	一九〇一・一〇 (略)	当するものを除く	のものに限るもの	ココアの含有量が	全に脱脂したココ	ココアを含有すス	・〇四項までの物	。) 及び第〇四・	とし、他の項に該	重量の四〇%未満	として計算したコ	のにあつては完全	の調製食料品(コ	物、ミール、でん	一九・〇一麦芽エキス並びに			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(略)	九〇一・九〇  その他のもの	<ul><li>一九〇一・二〇</li><li>(略)</li></ul>	一九〇一・一〇 (略)	当するものを除く。)	のものに限るものとし、	ココアの含有量が全重量の	全に脱脂したココアとして	ココアを含有するものに+	・〇四項までの物品の調制	。)及び第〇四・〇一項	とし、他の項に該当する	重量の四〇%未満のものに	として計算したココアの合	のにあつては完全に脱脂	の調製食料品(ココアを合	物、ミール、でん粉又はま	一九・〇一 麦芽エキス並びに穀粉、ひ	•								
	(略)	九〇一・九〇  その他のもの	一九〇一・二〇 (略)		当するものを除く。)	のものに限るものとし、他の項に該	ココアの含有量が全重量の五%未満	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	・〇四項までの物品の調製食料品(	。)及び第〇四・〇一項から第〇四	とし、他の項に該当するものを除く	重量の四〇%未満のものに限るもの	として計算したココアの含有量が全	のにあつては完全に脱脂したココア	の調製食料品(ココアを含有するも	物、ミール、でん粉又は麦芽エキス	一九・〇一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀	•								
		一九〇一・九〇 その他のもの			当するものを除く。)	のものに限るものとし、他の項に該	ココアの含有量が全重量の五%未満	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	・〇四項までの物品の調製食料品(	。)及び第〇四・〇一項から第〇四	とし、他の項に該当するものを除く	重量の四〇%未満のものに限るもの	として計算したココアの含有量が全	のにあつては完全に脱脂したココア	の調製食料品(ココアを含有するも	物、ミール、でん粉又は麦芽エキス	一九・〇一 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀	· · · ·								

- 49 -

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(b) その他のもの	A 砂糖を加えたもの	調製食料品	四・○四項までの物品の	→ 第○四・○一項から第○	二 その他のもの	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す	関する法律第三〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(2) その他のもののうち	(1) (略)	(昭)
	二 八 ・八 %			x		•	二五%				÷.	:	- - -					•								(略)	
			• .		•								•						· · ·		-			<i>Z</i> .		-	
				•			れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す	関する法律第三〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(2) その他のもののうち	(1) (略)	(三) (略)

- 50 -

10.01 <u>||0・0</u>垣 (略) (略 二00二・九0 二00五・五 | 1100년・国0 除く。) 調製し又は保存に適する処理をした く。 限るものとし、食酢又は酢酸により その他の野菜(冷凍してないものに 又は保存に適する処理をしたものを トマト(食酢又は酢酸により調製し もの及び第二〇・〇六項の物品を除 調製し又は保存に適する処理をした 調製し又は保存に適する処理をした (略) (略 えんどう(ピスム・サティヴム) ささげ属又はいんげんまめ属の豆 (略) さやを除いた豆 (二) その他のもののうち 砂糖を加えたもの (二) 砂糖を加えたもの その他のもののうち 量の五〇%以上のもの しよ糖の含有量が全重 もの 重量の五〇%以上の しよ糖の含有量が全 (略) 略 (略) <u>~</u> % <u>~</u> 110.011 (略) (略 (新設) 二〇〇二・九〇 除く。 ) トマト(食酢又は酢酸により調製し 又は保存に適する処理をしたものを 調製し又は保存に適する処理をした (略) (略 (新設) (略) (新設) (略 (略) (略

- 51 -

<ul> <li>□</li> <li>二</li> <li>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコー</li> <li>□</li> <li>二</li> <li>二</li></ul>	
ーニ エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコー しよ親の含有量が しよ親の含有量が しよ親の含有量が	
<ul> <li>□二 エキス、エッセンス又は濃縮</li> <li>□ レよ親の全有量が全部</li> <li>□ 「」」</li> <li>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	
<ul> <li>ーニーニーエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーー</li> <li>一」エキス、エッセンス又は濃縮</li> <li>一」エキス、エッセンス又は濃縮</li> <li>品」</li> <li>品」</li> </ul>	
ーニ エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調測 間 るもととした調製品及びコー しよ親の全有量が全部 によ親の含有量が全部	
ーニーニーニーニーエキス、エッセンスマニーションとした調製品の五〇%以上のもした調製品及びコーーーニーをもととした調製品及びコーーー」であったいのもののの人人のものものの一」によ親の含有量が全部	
<ul> <li>□ エキス、エッセンス又、</li> <li>□ エキス、エッセンス又は濃縮</li> <li>□ しよ親の含有量が全部</li> </ul>	
<ul> <li>一二</li> <li>上をもととした調製品及びコー、</li> <li>全もととした調製品及びコー、</li> <li>量の五○%以上のも</li> <li>しよ親の含有量か全</li> </ul>	
をもととした調製品及びコー. 「二」エキス、エッセンス又は濃縮 しよ親の含有量か全	
二  エキス、エッセンス又は濃縮なしよ親の含有量か全部	
量の五〇%以上のも	
しよ親の含有量が全	•
	r
一 砂糖を加えたもののう	•
エキス、エッセンス及び濃縮	1101.
した調製品	
た調製品並びにコーヒーをもと	·
び濃縮物並びにこれらをもとと	
コーヒーのエキス、エッセンスロ	
ス、エッセンス及び濃縮物	
ったものに限る。)並びにそのエト	-
コリーその他のコーヒー代用物(	
はマテをもととした調製品並びに	
もととした調製品、コーヒー、茶	
ッセンス及び濃縮物並びにこれられ	
コーヒー、茶又はマテのエキス、	
	コーヒー、茶又はマテのエキス、 エッセンス及び濃縮物並びにこれらな コーヒー、茶又はマテのエキス、 エッセンス及び濃縮物並びにその ス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらな

- 52 -

ニー・〇六 011.01.110 |を除く。) 調製食料品(他の項に該当するもの 茶又はマテのエキス、エッセンス ととした調製品 及び濃縮物並びにこれらをもとと した調製品並びに茶又はマテをも 二 茶又はマテをもととした調 (-)(二) 製品 B A (-)(二)| A| 製品 (Ъ) B A その他のもの (略) A 砂糖を加えたもの その他のもののうち その他のもの (b) その他のもの (略) (略) その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもののうち る共通の限度数量以 その他の乳製品に係 内のもの (略) 量以内のもの 係る共通の限度数 その他の乳製品に 二 五 % 二 五 % (略 ) (略) — % — % ニー・〇六 1101.10 を除く。) 調製食料品(他の項に該当するもの ととした調製品 茶又はマテのエキス、エッセンス 及び濃縮物並びにこれらをもとと した調製品並びに茶又はマテをも 二 茶又はマテをもととした調 (-)製品 Α В 製品 B A (略) その他のもののうち (略) (略 ) その他の乳製品に係 その他のもののうち 内のもの る共通の限度数量以 (略 その他の乳製品に 量以内のもの 係る共通の限度数 二五% 二五% (略) (略)

\_

53 -

二〇六・九〇 二 0六・一 0 その他のもの たんぱく質濃縮物及び繊維状にし たたんぱく質系物質 二 その他のもの ├ 砂糖を加えたもの () 米、小麦(ライ小麦を含 その他のもの B その他のもの В A (略) (略)  $(\mathbf{b})|_{\mathbf{a}}(\mathbf{a})$ 超える調製食料品 含む。)のいずれかの含 む。)又は大麦(裸麦を 有量が全重量の三〇%を (略) その他のもの (略) その他のもの (略 ののうち の三〇%を超えるも 大麦(裸麦を含む。 (略 の含有量が全重量 四二条の規定によ 定に関する法律第 政府が主要食糧の 需給及び価格の安 一 一 五 % (略 (略 (略) (略) 二一〇六・九〇 その他のもの たんぱく質濃縮物及び繊維状にし たたんぱく質系物質 二 その他のもの () 米、小麦(ライ小麦を含 B その他のもの A (略) (略) (b)| (a) む。)又は大麦(裸麦を 超える調製食料品 含む。)のいずれかの含 有量が全重量の三〇%を (略) (略) その他のもの (略) ののうち 大麦(裸麦を含む。 の三〇%を超えるも (略 ) の含有量が全重量 四二条の規定によ 定に関する法律第 政府が主要食糧の 需給及び価格の安 二 五 % (略) (略) (略) (略)

54

		•	. •				•		· .										2							,
(ロ) その他のもの	ハ その他のもの % ら上のもの	が全重量の五〇	しよ糖の含有量	のうち	有する飲料のもと	はそのエキスを含	イ おたねにんじん又	(a) 砂糖を加えたもの	E その他のもの	(二) その他のもの	るもの	を受けて輸入され	林水産大臣の証明	るところにより農	のうち政令で定め	政令で定める麦等	第三号に規定する	法第四五条第一項	れるもの並びに同	麦等として輸入さ	及び売渡しに係る	行う政府の買入れ	る申込みに応じて	定による連名によ	同法第四三条の規	り輸入するもの、
	%		<i>۱</i>			• .					二五%			• •				-			· <u>- i</u> .				: 	
	-					-					-			• • • •					-	-						• •
					<u> </u>				•													•				
	•							•			るもの	を受けて輸入され	林水産大臣の証明	るところにより農	のうち政令で定め	政令で定める麦等	第三号に規定する	法第四五条第一項	れるもの並びに同	麦等として輸入さ	及び売渡しに係る	行う政府の買入れ	る申込みに応じて	定による連名によ	同法第四三条の規	り輸入するもの、
					-			· · · · ·			二五%						· · ·									

- 55 -

Π| I. のラム以下のも 。) 、成分に の重量が五〇 量が全重量の ) にする旨が 0グラム以下 八五%以上の 用の容器入り したもの(容 の容器入りに もの(小売用 ので、 入りにしたも ものに限る。 重量が五〇〇 ともの一個の 変更を加える 量が五〇〇グ グラム以下の のもの(容器 ことなく小売 もの一個の重 小売用の容器 容器と \_\_\_\_\_\_% - 56 -

もの の		に限る。	下のもの	グラム以	が五〇〇	個の重量	ともの	の(容器	にしたも	容器入り	小売用の	有するもの	乳脂肪を含	んぱく又は	(I) 乳糖、乳た	Ⅲ その他のもの			~  '	ものを除く。	七円を超える	ムにつき二五	がーキログラ	及び課税価格	明されたもの	手続により証
二 八 ・ 八 %	ー 七・ %			•	•										•		〇銭	につき一円九	ーキログラム							

